

平成25年第1回長与町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成25年 3月 6日
 本日の会議 平成25年 3月 7日
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 酒 井 通 博 君 議 事 課 長 村 山 和 聡 君
 参 事 浜 野 洋 子 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副 町 長 浜野 哲夫 君
教 育 長 黒田 義和 君	会 計 管 理 者 中山 祐一 君
総 務 部 長 葉山 義文 君	企 画 振 興 部 長 山田 譲二 君
生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君	建 設 部 長 鈴木 典秀 君
水 道 局 長 馬木 信一 君	教 育 次 長 勝本 真二 君
政 策 推 進 課 長 松添 高明 君	総 務 課 長 古賀 洋 君
財 務 課 長 宮崎 望 君	管 財 課 長 山下多喜男 君
税 務 課 長 田平 俊則 君	収 納 推 進 課 長 村山 政秀 君
企 画 課 長 松浦 篤美 君	地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君
環 境 対 策 課 長 益富 雅彦 君	健 康 保 険 課 長 小佐々 司 君
介 護 保 険 課 長 藤井 尚武 君	福 祉 課 長 西平 隆邦 君
農 林 水 産 課 長 浜口 務 君	管 理 課 長 吉村 了 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君	都 市 整 備 課 長 日野 勉 君
水 道 課 長 谷口 一美 君	下 水 道 課 長 浦川 圭一 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 森川 敏幸 君	生 涯 学 習 課 長 和泉 嘉彦 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 吉村 邦彦 君	監 査 事 務 局 長 村田 和則 君
会 計 課 長 酒井喜代彦 君	国 体 事 務 局 長 藤田 茂 君
情 報 管 理 課 長 中村 文彦 君	

会議録署名議員

6番 安藤 克彦 議員

7番 金子

恵 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時07分

平成25年第1回長与町議会定例会

議事日程(第2号)

平成25年 3月 7日(火)
午前 9時30分 開議

日 程	件 名
1	一 般 質 問

(開会 9時30分)

議長 (山口経正議員)
皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
日程に入るに先立ち、昨日の一般質問で西田議員の答弁の中で誤りがあったため、町長より訂正の発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

副町長 副町長。
(浜野哲夫君)
おはようございます。
昨日の西田議員の丸田荘に関する質問に対する町長の答弁の中で、年間の利用者の数を毎年延べ1万人とお答えをしておりましたけれども、年間延べ約3万人、1日平均約100人の誤りでございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。大変御迷惑をおかけいたしまして申しわけありませんでした。

議長 (山口経正議員)
なお、会議録の調製については議長に一任願います。
日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。
通告順5、河野龍二議員の コミュニティーバスの運行について、 交通環境の整備について、 図書館建設についての質問を同時に許します。

18番 (河野龍二議員)
おはようございます。
早速ですが、通告に従いまして一般質問を行います。
まず初めに、コミュニティーバスの運行について質問いたします。
コミュニティーバスの運行は本町の行政課題であり、これまでも何度となく、この議会で同僚議員からも質問が行われました。昨年は本町でも、導入の検討に当たって新たな地域公共交通導入可能性調査も行われております。今後の進展状況を質問いたします。

- (1) 調査の結果内容はどうだったでしょうか。
 - (2) 今後の取り組みと導入計画はどうなっていますか。
- 2つ目に、交通環境整備について質問いたします。

現在、本町では道路の拡張や新設道路の整備により、交通環境が変化してきています。それに伴い、住民からの要望もたくさん寄せられています。環境が改善される中で住民の不便を強いる状況では環境が改善されたとは言えません。町民の皆さんから寄せられてる内容にどのようにこたえていただくのか質問させていただきます。

(1) 高田小学校線橋梁の対応について。新たな新設道路として高田小学校線橋梁ができました。小学校側からも、歩行者用道路を設置することが地域住民との合意でした。

ここは少し説明させていただきますが、歩行者用道路と表現しております

が、これが歩道橋になるのかどうかというところの判断ができなかったので、こういう歩行者用道路と表現させていただきました。

これまでも高田小学校からは正門を下ると歩道橋がありました。歩道橋で線路と道路を渡っていくことが可能でした。今回、この歩道橋を撤去して高田小線の橋梁ができた結果となりました。高田小から下ってくると、道路を今回できた橋梁で横断することは可能ですが、長与方面に向かう百合野バス停に行くには、さらに小学校からもう1段下り、線路を横断しないと行けない。いわゆる以前より不便となっております。そのために、この新しくできる橋梁に、不便にならないよう、こうした歩行者用道路を設置するのがこの工事の条件であったと考えられます。しかし、その約束が守られず、新設された道路を利用するには不便な地域や、こうした状況も考えられます。本来の約束どおり、この歩行者用道路を設置すべきではありませんか。

(2) 下高田の踏切の一方通行について質問いたします。現在、県道の拡幅がなされております。それにより下高田の踏切が長崎側からの一方通行となる、いわゆる線路を左折できる、そういう状況になると。

現在、ここも説明させていただきますが、長与方面からこの線路を右折する場合は7時から9時までの条件があって、それ以後は自由です。また、商店名を言わせていただきますが、ララコープ側からすると、どちらも今現在、自由に通行が可能です。

ここが長崎側から左折するだけの一般通行になるというふうな状況を聞き及んでおります。この状況が住民との合意ができているのでしょうか。

3番目に、東高田地域内の道路の整備について伺います。この地域は、道路も狭隘で路側面も整備されておらず、通行に不便を感じています。少量の雨量でも路側面に水だまりができ、歩行が困難となっております。早急に改善すべきだと思いますが、どうお考えでしょうか。

最後に、図書館建設について質問いたします。

建設に向けての進捗状況はどうなっていますか。課題や問題点は何でしょうか。以上、質問いたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

皆さん、おはようございます。

きょうは2日目でございますけれども、第1番目の御質問でございます河野議員の御質問にお話をさせていただきたいというふうに思っております。

1番目の御質問でございますけれども、1点目の調査の結果内容についてでございます。

これはコミュニティーバスの運行について調査の結果内容でございますけれども、現在、住民アンケート調査を終了し、町民の皆様の日常の外出先や外出目的、バス停や駅までの所要時間、公共交通に対する意見などを町内地域ごとに取りまとめるとともに、既存の公共交通のダイヤや利用者などのデータを加えた本町の公共交通体系の弱点と課題の分析を行っているところで

ございます。

これらの分析結果及びその結果を踏まえた対策につきましては今まとめておりますので、今年度内に取りまとめを行うこととしておるところでございます。

2点目の今後の取り組みと導入計画についてでございますが、今年度内に取りまとめた課題と対策につきましては、今年度内に立ち上げるコンパクトシティー構想推進委員会などでの議論を経るとともに、町民の皆様や議会の御意見をいただく機会を設けながら、その対策の具現化を図って対応をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、交通環境の整備についてということで、1番目の高田小学校線橋梁の対応についてということでございます。

この高田小学校線橋梁から県道への階段設置についてでございますが、現段階での橋梁部分から県道歩道部への架設につきましては、昨年10月25日の地元説明会で県が説明いたしましたように、階段おり口部の歩道幅員が確保できないというそういう物理的な問題がありまして、現在のところ難しいのではないかと考えておるところでございます。

2番目の下高田踏切の一方通行でございます。

この下高田踏切は、長崎県が施行する都市計画道路高田線街路改良工事に伴い、JR九州と長崎県との協議の中で改良工事により踏切の危険性が増加するため、廃止及び交通規制、これ一方通行でございますけれども、の検討を行う旨決定をいたしまして、それに伴い長崎県から町に対して、平成22年10月に地元自治体の意見を求められたところでございます。

これに伴い、同年11月に近隣自治会に対しまして意見の聴取会を実施いたしましたして、関係住民の御意見を拝聴をいたしております。

拝聴しました御意見を参考に検討を行い、町としては踏切は現状どおり存続し、安全安心の観点から危険防止を最優先に町道側からの進入は禁止とし、県道側から左折の一方通行という結論に達し、平成24年1月に長崎県に報告をいたしたところでございます。

その後、長崎県、JR九州及び長崎県警察本部で協議を行い、最終的に危険防止のため、県道側からの左折の一方通行という結論に至った旨の報告を長崎県から平成24年12月に受けたところでございます。

改良工事完了後、しばらくは利用者には不便をおかけすると思われませんが、安全安心の道路利用を行うために、ぜひとも御理解をお願いをしたいと思いますところでございます。

3番目の東高田地域内道路の整備についてでございますが、当路線は以前、大型車両が頻繁に通行する工場があったわけでありまして、路面が破損するたびに緊急的に舗装補修工事を実施をしましておりました。排水設備が不良のため歩行者に大変御迷惑をおかけしていた状況でございます。

現在、長崎県による高田川河川改修工事が実施されておりますが、当路線より上流区間は今後改修する予定となっております、工事車両の通行が予想されることから、側溝整備を含めた全面改修につきましては河川工事と同

時期に実施をしてみたいと考えております。

応急的なものにつきましては、その都度実施をしてみたいというふう
に思っておるところでございます。

3点目の図書館建設についてでございます。

新図書館建設につきましては、既存施設の老朽化や今後のまちづくりにお
ける核となる施設との位置づけから、その整備につきましては喫緊の課題で
あると承知をしております。

現在、教育委員会において図書館整備計画検討委員会を設置し、新図書館
としての機能や生涯学習施設としての機能について調査、検討を進めている
ところであります。これまで4回の会合を持ちまして、先進地の視察研修や
多良見図書館の建設時の情報収集などを行ってまいりました。

本検討委員会における結論はいまだ出ているところではございませんが、
他市町の施設の状況や国の指針などを踏まえると、本町における図書館機能
としての規模は、人口5万人で想定すると蔵書数あるいは必要面積もそれ相
当の広さを確保する必要があります。また、委員会におきましては、駐車場
にゆとりがあるかないかでその利用度が大きく変わってくるという意見も多
く出ているところでございます。

この検討委員会での検討に加え、大きなまちづくりの視点から新図書館の
コンセプト及び規模、さらに適当地の選定について検討を加えることとして
おり、今年度内に立ち上げるコンパクトシティー構想推進委員会との両輪に
より、来年度中には新図書館の大まかな規模と建設予定地を決定すべく検討
を加速をさせていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

それでは、再質問をさせていただきたいと思えます。

まず、コミュニティーバスの件ですが、住民の皆さんから寄せられたアン
ケートについては今、検討中だということでありますので、なかなか質問し
ても答えが出てこないのかなというふうに思いますけども、現状で構いません
が、いわゆるこのコミュニティーバスを導入に当たっての今、町が課題と
思っている問題は何なのか、その部分について最初お伺いしたいと思えます。

議 長 (山口経正議員)

企画振興部長。

企画振興 (山田譲二君)

部長 長 コミュニティーバス導入に当たっての課題ということの御質問でございま
すけれども、今アンケート調査を実施し、それから既存のダイヤ等の分析、
これはコンサルの協力も得ながら実施しておるところでございます。年度
末までには一定の取りまとめを行うという予定でございます。

本町におけるコミュニティーバス等の公共交通体系を充実するというこ
とについての課題ですけれども、特に路線バスについてでございますが、本町

における公共交通の空白地帯というのが、明らかにその空白地帯があるといったようなところが非常に少ないといったようなところが一般的に上げられようかと思えます。そうすると、いわゆるコミュニティーバス等に限って考えると、いわゆる長崎バスさんがほとんどなんですけれども、そういう通常の路線との競合というところがどうしても問題が出てくるということでございます。新しいコミュニティーバスを導入したがゆえに既存の路線バスが廃止されるといったような例も全国では見られておるところでございます。

その調整というのは、これは例えば乗り合いタクシーにおいても同様のことでございまして、その調整をする会議というのを別個設けるというのも当然義務的になっておるわけなんですけれども、その調整が非常に難しいということになるかと思えます。

そして路線的にも、その路線が一定あると。そういう中で、その路線があっても、実態として空白地帯がなくても、やっぱり高齢化の進んでおる団地における狭隘な道路、そして高齢者、弱者の方がふえておられると、こういう一方の問題もございまして。いろんな方策が考えられるわけなんですけれども、そのあたりを総合的に考えて、1本の対策でいいのか、あるいはベストミックスと言いましょか、地域に合わせた考え方をとらなければいけないのかというようなところが今後の課題と対策の考え方になるかと思っております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

私もその辺が非常に課題かなというふうに思っておりました。全国のコミュニティーバスの運行をされてる状況でも既存のバス路線との競合の問題等々がやっぱり課題となっている状況であります。

いま、部長からの説明がありましたように、本町は特に公共交通機関が非常に充実していないわけではないという部分がある。これは住民アンケートの結果でも、満足、やや満足が25%ある中で、やや不満と不満が41%という状況で、ですからバス路線が充実してる近くに住んでる方はそう不満を感じてない。ただ、やはり長与町の実態である、どうしても住宅密集地が高地にあるということで、バス停まで行くのが多少困難だということでの不満があるということで、やはりその部分は今回出されたアンケートなんかで十分検討されて、私は、このコミュニティーバスを導入するに当たって全国的な成功例もありますけども、やはり長与独自のそうした中身での検討が非常に必要かなというふうに思います。

これからが検討課題のようですが、そこで少し早目にこうしたことを取り組んでいただきたいというふうな観点から、先ほど出されましたコンパクトシティー構想委員会ですね、これが町長の施政方針でも述べられております。これが今年度中に立ち上げるというふうな話の中身ですが、これがいつごろにできて、今年度中にその結果をまとめるというふうな話でありました。この辺も時間的に少し、どういう経過があるのか、少し早くそういうことを取

り組めないのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
企画振興部長 企画振興部長。

(山田譲二君)

コンパクトシティー構想に係る検討の委員会につきましては、3月中に第1回目の立ち上げの委員会を開催したいと思っております。特に今回の場合、外部の目から見た有識者の御意見、まちづくりの専門家、都市計画の専門家等を踏まえ、あるいは町内の関係団体の方も御参加いただきまして、10人程度で立ち上げをしようと思っております。

立ち上げでございますので、これは来年度以降いろんなまちづくりの課題を御研究、検討をしていただくということで、その構想づくりに御助言をいただくということになりますので、今回このアンケート調査あるいはダイヤ等の実態の調査の中で課題と対策をこの公共交通体系についてまとめた後に、その委員会等の御協力を得ながら来年度、その具現化に向けて御助言をいただくという形になろうかと思っております。

したがって、今年度内に立ち上げ、今年度の1回のみで終わるという話ではございませんで来年度、その事務的な案、そのあたりにつきまして御意見をいただきたいという形で考えております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
18番 河野議員。

(河野龍二議員)

25年度中ということですね。できれば、もうそのアンケートをとったのが昨年ですね、24年の12月で、やはりそこには多くの皆さんの期待が寄せられてるわけだと思います。方向性を少しでも早目に出して住民の皆さんにやはり安心を与えるという意味では、もう少し速いスピードで取り組みをちょっとお願いしたいというふうに思います。

あとコミュニティーバスについては、まだその調査結果も出てないという状況なので、これ以上聞いてもなかなか答弁も得られないかなというふうに思いますが、少し私が調査した中で、やはりこのコミュニティーバスを取り組むに当たっての提案といいますか、そのことを言わせていただきますと、やはりコミュニティーバスを導入に当たっては、非常に心配なのは、せっかく導入しても全く乗ってないじゃないかと、そういう批判も受ける地域もあります。ただ、やはりここで重要なのは、何を目的にするのかと。やはり各地域の成功例とまでは言わないかもしれませんが、例えば不便な方が二、三人しかいないと。じゃあ、そのうち2人でも乗れば、いわば成功例だと。やっぱりやり方だと思うんですね。

だから、そういう需要予測を立てて、いかにその人を目的のために運ぶかというところを解消していくと。単に、もうここは少ないからだとか、乗ってないからだとかというふうな判断になると、なかなか導入できないんじゃないかというふうに思いますので、その後もこうしたコンパクトシティー構想委員会の中で、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

これ答弁結構ですので、引き続き質問をさせていただきたいというふうに思います。

次は、高田小の橋梁の課題ですが、先ほどの答弁の中で町長は、現状の幅員が、いわゆる階段を設置する幅がないというふうに答えられました。ただ、これは前回も同僚議員が質問されたんで経緯が述べられたかと思うんですが、ここがなぜ設置ができなかったか、その経緯を少し説明していただきたいと。いわゆる住民の皆さんが望んでいた階段ができなかった理由を説明していただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
都市整備課長。

都市整備 課 長 (日野 勉君)

これは10月25日の説明会のときに、説明がなくて廃止になったということで、一応おわびを申し上げております。

経緯につきましては、当初階段を設置する案でございました。今、百合野踏切というのがございますが、この跨線橋を設置するJRとの協議の条件の中に当初、踏切の廃止というのがなされておりました。その後、地元の要望から、弱者とかそういう高齢者のためにあけてほしいという要望がございまして、主に百合野方面からの通行になると思います。ということで、踏切はJRの方と協議しまして、車は行けないけども歩行者等を通すために、そこは協議内容を変えて踏切を通行できるようにしましょうということで決まりました。その後、当然ここがあけるのであれば、この階段の必要性というのは安心の面からとか、今度小学校の横に町の方でやってる道路の歩道もつくるということから、その分につきましては廃止というようになった結果でございます。

ただ、地元説明会において、その説明会を省いた点につきましては申しわけなく思っております。以上です。

議 長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

大体踏切を全面通行どめするということが非常に無謀だったかなというふうに思うんですが、安心を考えると逆に、この階段設置の方が踏切を渡らずに済むという意味では安心ではないのかなというふうに思うんですけど、今さらなんです。工事の過程でその橋をつくらないというときに、既にできない、もうやらないということを決まってるわけですから、その時点でのやっぱり何らかの説明が必要だったかなというふうに思うんですね。それが、なぜできなかったのか。工事をやる段階で、もう橋は、階段はつくらないというふうになっていくわけですから、そこがなぜできなかったのかというのと、もう一つ、この工事費用については当然、階段もつけての工事費用だったと思うんですね。その部分では、この工事内容の費用というのは若干変わってるんですかね。その辺についてお伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

都市整備課長 都市整備課長。 (日野 勉君)

先に後段の費用の面から御説明申し上げます。これ多分、説明会でも県の方が説明されたと認識しておりますが、この歩道橋をやるとして、当然その歩道橋の費用と、現在この県道に大村から入っております導水管の移設ですね、そういう移設に多額の費用がかかるということで、費用の面に関しては当然、歩道橋以外の部分の因子がございます。あとJRとの今度、施工性の問題ですけども、当然ここにやるとすればJRとの協議ということになると思います。

あと、なぜ説明会ができなかったということだと思いますが、これにつきましては、当然やるべきだったというふうには認識しておりますが、この踏切をあげるということで、当然、県の工事でございますけども、あげるということで、この部分はその利用者の数ということで、その部分についてはちょっと外したということでございます。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

1つ、工事費については、今説明があったのは今からかかる工事費の問題、いわゆる橋梁をつくるときに当然階段の設置費用も工事費の中に含まれてたわけですよ。で、階段を設置しなかったという意味では工事費の関係は変わってきてるんですかね。そこら辺をちょっともう一度。今の説明ではちょっとよくわからなかったので、もう一度お願いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

都市整備課長 都市整備課長。

都市整備課長 (日野 勉君)

当然、階段はつくっておりませんので、その分は減額になっております。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

それというのは、どっか知らんで不用額が何か上がってくるんですかね。不用額として、いわゆる執行残が何かで上がってくる形になるんですか。それとも、もう既に違う工事費の中に組み込まれてるという形になるんですかね。ちょっとその辺がわかれば、お願いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

都市整備課長 都市整備課長。

都市整備課長 (日野 勉君)

予算の中で当然それはもう、当初からやっておりますので不用額ということは発生しないんですけども、当初の見込みよりは当然それは下がっておりますので、これ区画整理事業ですので、その中の事業費の内訳が減額になっているということでございます。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

もともと、やはりその橋をつくるためのお金だったわけですかね、費用だったわけですかね。やっぱりそこが違う事業費に今度、いわゆる全体の工事費の中に充てられるというのはやはりちょっと問題かなと。私はやっぱりそこで、この費用を使ってでも、この橋は設置すべきではないかなというふうに思います。

そこで、歩道の幅が言われました。この歩道の幅が実際どれくらいないといけないものなのか、お伺いしたいというふうに思います。

議長 (山口経正議員)

都市整備課長 (日野 勉君)

一般論で最小の歩道幅といいますと、当然2人すれ違うということで1.5メートルは必要だと考えております。階段の内幅ですね。外幅は、その構造によって幅が違ってまいります。最低、片幅で30センチぐらいは必要かと考えております。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

それはいわゆる階段の幅ですよ。町長が答えられたのは、いわゆる設置する歩道幅がないというふうに言われたと思うんですよ。だから、現状の歩道幅がどれくらいないといけないものなのか、いわゆる設置、階段を取りつける歩道幅がどれくらいないといけないのかというところをお伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

都市整備課長 (日野 勉君)

済みません、勘違いしておりました。その道路は、都市計画道路で一般的に16メートル道路という道路でございます。車道が9メートル、歩道が7メートル。この7メートルが半々ですので3.5メートルでございます。この3.5メートルには植栽帯が入っておりますので、2.5メートルということになるかと思っております。

ただ、現状につきましてバスレーンでございますので、バスレーンの中には植栽帯は設けませんので、その分は勘案して多分、今、現状では2メートルから3メートルかなというふうに認識しております。以上です。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

いや、申しわけないです。私が聞いているのは、じゃあどれくらいの幅がないとできないのかというところなんです、その歩道幅が。いわゆる3メートル以上あるならば階段を設置できるのかどうなのかというところですね。

その辺が、町長はそういうふうに答えられてる。ちょっと申しわけない。町長はそういうふうに答えられたと思うんですよ。現在設置する歩道幅が狭いのでできないんですよというふうに言われたと思う。じゃあ、その歩道幅はどれくらい必要なかというところなんですけど、そこをちょっと再度お伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
都市整備課長

(日野 勉君)

一般的には3.5メートルでございます。ただ、さっき町長が答弁申されました歩道の幅が狭いというところにつきましてはバスレーンでございます、現地の幅員から言いますと、そこに階段をした場合に通行者が多分1メートル未満になるものと考えております。

議 長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

なぜこういうことを聞くかという、もともと、じゃあ最初からこの歩道幅が狭いんですよと、だから設置できないんですよという。歩道幅ってもともと道路をつくるときにもう決まっていたんじゃないかなと。その歩道幅に階段をつけましょうという約束だったんじゃないかなというふうに思うんですよ。そうしないと、もっと歩道幅をとっとかないといけない。今3メートルということをするんですけど、私ちょっとはかったんです。3メートル50、広いところで。じゃあ、歩道幅が狭いなら4メートルとか5メートルと、とっとかないと階段が設置できなかったんですよというふうな理屈になるわけですよ。でも、今の説明ですと、3メートル50あればできますよと。じゃあ町長が言う、歩道幅が狭いんで設置できないんですよというふうにはならないですよ。だから、もともとそういう設置する気がなかったんじゃないかなというふうな感じを受けてしまうわけです。ですから、この歩道幅が狭いからできないという理屈はならないなら、私はつけるべきだというふうに思います。

確かに歩道橋の、今度階段の方の幅、1.5メートルで両方30センチとると80の2メートル10なる。確かにそれぐらい。ただ、私も説明会のときにちょっと話させていただいたんですが、階段の幅が、じゃあそれだけ必要なのかと。確かにすれ違う場合にそういうその幅が必要ですよ。ですれ違うときに、あのかのときの説明会でも、傘を差してすれ違うような条件がないとできませんよというふうな話されてたんですよ。それは別に規定でも何でもありませんよ。だから本当に歩行者が、それこそ人数が少ないならば、そういう観点でここをつくらないというふうな判断に立ったならば、町長、わずかな人数しか通らないなら、この階段の幅を狭くしてでも設置が可能じゃないかなというふうに思うんですけども、どうですか町長、設置できないでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

都市整備課長 都市整備課長。 (日野 勉君)

歩道の幅が1人でもというお話につきましては、この分が公共の階段として将来的には当然、この階段は町道の一部としてなりますので、それを管理する義務上、最低幅の確保というのは必要だと考えております。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

最低幅ちゅうのが決まってるんですか、道路のそういう階段、歩道橋の最低幅というのが決まってますか、道路の規定か何かで決まってるんですか。その辺、再度確認させていただきたい。

議長 (山口経正議員)

建設部長 建設部長。 (鈴木典秀君)

これにつきましては、昭和54年1月の日本道路協会の立体横断施設技術基準に基づきまして、階段については1.5メートル以上という規定がございます。それに基づきまして今、最低1.5メートルは必要ということで御答弁させていただいております。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

そういう規定があるんでしょうけど、全国的にはやはり、これはその前にできた歩道橋なのかかわからないですけど、1.5メートルぐらい、いわゆる中身が1.5メートル、結局、両端が30センチというふうになるわけですかね。その辺もですよ。中身が1.5メートルならば、その両端の30センチちゅうのも今の工事技術か何かで改善できないものなのか。いわゆる歩道の階段の幅が1.5メートルあれば可能なんでしょうからですよ。その辺を、いわゆる両端30センチも必ずその規定の中で決まってるんでしょうかね。その辺も含めて今の。私はどうしたらできるかというふうな、今できない状況ですよ、その歩道が。先ほど言うると、歩道が狭いと。歩道の問題は今もうその理由じゃなくなってきたわけですたいね。だから、どうしたらできるかというふうな、そういう検討に立っていただきたいと。

説明会のときもありました。今から建設するならば、先ほど町長からありました、管の移設をせんばいかんとかですね。そういう問題が出てくると。あそこは県道ですから、県道を全く封鎖して、クレーンを置かないと設置できないとかですね。そのできない理由ばかり述べられてる。どうしたらできるのかと。やっぱり住民と約束してるわけですから。しかも今、橋ができた結果、途中でできない状況ですという説明がなくても、橋ができた後に済みません、できませんでしたという理由をしてるわけですから。これはやっぱり約束を守って、どうしたらできるかというふうな検討をすべきだと思うんですけども、その辺、再度検討していただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
副町長。

副 町 長 (浜野哲夫君)

私の方から少しお答えをさせていただきたいと思います。

当初は、計画をする段階では踏切をもう全面通行どめにするということ
で両方につくるということになっておりました。先ほど課長が言っております
ように、踏切を歩行者のみ通すということ片方の階段を外したということ
でございます。

先ほど説明をしなかったということですが、この点につきまして
は、やはり県に委託してる関係でうまく連絡がとれなかったということで大
変、地元説明に関しては申しわけないというふうに考えておりますけれども、
現状では今、もうつくらないということで道路も計画をしておりまして、あ
の中に階段を入れるというのは非常に難しいというふうに考えております。

今、議員さんがおっしゃられますように、もっと幅を狭くしていいんじ
ゃないかということも言われておりますけれども、逆にその方が危険性がある
んじゃないかというふうなことも考えております。雨が降ったら傘を差しな
がら当然上ったりするわけでございますので、その点は一つ御理解いただき
まして、踏切の方も活用しながらお願いをしたいというふうに考えておりま
す。

議 長 (山口経正議員)
河野議員。

1 8 番 (河野龍二議員)

技術的な面ではもう私は全く素人なんでわからないんですけども、やはり
ここは住民との約束、やっぱり行政と住民との信頼関係の問題だと思うん
ですよね。やっぱり約束事は守るべきだというふうに思うんです。

先ほど、揚げ足をとるようですが、傘を差して歩かなければならないとい
うこと。私、ここの橋を見てもまして、この橋の下を階段ができれば傘を差
して歩く必要性ないんですよ。傘を閉じて歩けるわけです。橋の橋げたの下
を、橋の下をずっと階段を。そういうことも考える。ですから、何とかし
てできる方向を私は検討すべきだというふうに思いますけども、再度そう
いう検討ができないか、これは町長にお答えしていただきたいと思いま
すけど、いかがですか。

議 長 (山口経正議員)
町長。

町 長 (吉田慎一君)

私、この橋ができるときにこの契約に参加させていただいてなかったも
んですから、どういう状況であるかということについては十分承知をしてない
部分はあるわけですが、ただ、今申し上げましたように、恐らく橋をつ
くる段階の中でそういった危険性の問題、あるいは鉄道を今、横断歩道
といいましょうか踏切がありますけども、踏切をどうするか、あるいは
車を通すか通さないかというような観点から、それを実際協議をしてきた

だろうと思いますし、そういう中で現在の形が決まってきたら私思
うっております。

ただ、議員さんがおっしゃるように、町民の皆さん方にとってはどうした
らいいかという、何が一番便利なのかということは私も理解を十分しており
ます。したがって、この部分について今、所管がお話しいたしましたけ
ども、私としても、もう一度どういうものであるか十分に調査もしていきた
いというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

1 8 番 (河野龍二議員)

ぜひもう一度、そういう中で住民の方にも十分説明していただきたいとい
うふうに思います。

次に、下高田踏切についてですけど、ここが、説明もありました県道の拡
幅の中で県とJRと協議をして、ここも通行どめの話からこうした形になっ
てる状況です。確かにこの線路は、町道側から線路を越えるところ、待機場
が非常に狭いということで危険性があるのは重々理解してますし、安全面か
らいろんな施策が必要かなというふうには思いますが、ただ、ここをちょっ
とお聞きしたところによると、かなりの交通量があるというふうにお聞きし
ておりますので、その交通量について少し、今現状持ってる数字があれば、
お知らせしていただきたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)

管理課長。

管理課長 (吉村 了君)

お答えします。

これは県の方で調査を行っております。調査日が平成23年の6月でござ
います。時間としましては、午前7時から午後7時までということで。県道
の長崎市方面から下高田踏切を左折する車両が348台、そしてまた直進車
両が6,326台、それから今度は長与方面から県道を長崎市に行く方で、
下高田踏切で右折車両が194台、それで直進車が6,208台。そしてラ
ラコープ方面ですね、町道側から踏切を渡りまして県道を左折する車が44
7台、そして右折車両が181台でございます。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

1 8 番 (河野龍二議員)

これから見ると、いわゆる町道側からこの線路を渡る車の方が多いわけ
ですね。そういう中で、そっち側はもう通行どめになってしまうと。確かに
安全性の確保から考えるとそういう手段も必要かなと思うんですけど、ただ、
この447台、181台というのが今度、町道の西高田の方に行くわけです
よね。西高田から今度どちらに行くかということ、やはり榎の鼻の信号に行く
わけです。この榎の鼻の信号が、ここも私ちょっと調べてみたんですが、信
号機の時間が約20秒、車が行けるのが10台前後なんですよ。よく行って

10台。そういう状況の中で、これだけの車がそちらに動くと、こちら辺での住民の不満というのが出てくるんじゃないかなと。この部分も解消されないと、一方的にここが通行できませんよというふうにはならないんじゃないかなというふうに思うんですが、この部分についての協議はできてるものなのか、できるものなのか。そこら辺についてお伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
管理課長。

管理課長 (吉村 了君)

ただいまの御意見ですけども、佐藤病院の横の交差点ということで認識してよろしいでしょうか。そこに関しましては、この改良工事が大体9月までに何か終了予定ということでお聞きしておりまして、完了後、供用開始になりましたら規制が同時にかかるということでございますので、実際もう規制後に、その交差点の状況を十分調査させてもらって、その後どういう状況であるかということで、その後どういう対応ができるかちゅうのは十分これは検証をさせていただきたいと思います。

その中で例えば信号機での対応ができないかどうかちゅうのも、これは警察と協議をしなければならないと思いますけども、その辺は十分、今後研究、調査をさせていただきたいと思っております。

議長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

昨日、同僚議員でも質問がありましたけども、やっぱりどうなるかという予測を立てて検討していくべきじゃないかなと思うんですよ。

特に以前お伺いしたときに、この佐藤病院横の先ほど言われた信号機の信号の停止線の問題で、ここが非常に不便だということで何度も警察の方に要求するけども、なかなかここが改善されなかったという話を聞いたことがあるんですよ。そういう実態があるならば、不満が出て何度となく、今この議会でもいろいろ出ていますけど、その高田越橋ですかね、あそこの信号機でも不満はいっぱい出るんですけども改善がされない。実態を見て改善を考えましょうじゃあ、私は遅いと思うんですよ。こういう問題が解消されないと、なかなかこうした、いやもう通行できませんよというふうにならないんじゃないか。それこそ住民の合意が得られないんじゃないかなというふうに思うんですよ。

住民説明会をされたということですけども、じゃあ合意が得られたのかどうなのかというところもあるんで、ここはやはり、その前に9月が工事が終わって、その後の実態を見てというんじゃないで、もう実態ははっきりしてるんじゃないですか。車がそちらに全部流れるわけですから。ここはやはり事前に協議をするというのが必要じゃないかなというふうに思うんですよ。この辺、いかがでしょうかね。すぐに協議ができるかどうか。

議長 (山口経正議員)
建設部長。

建設部長

(鈴木典秀君)

私も昨年4月から建設部長ということで、御質問があったときに、これまでの経緯を調べさせていただきました。まず最初には、22年10月1日に高田線改良ちゅうことでJR九州と県とが計画協議を行って、廃止または交通規制ということで、町の意見聴取の要望がっております。

それから22年の10月7日に、廃止ということはちょっと難しいということで県道側からの一方通行ということで検討を始めまして、22年の11月30日に、関係自治会ということで下高田自治会、西高田自治会、ツインキャッスル自治会等々に説明を行っております。

そのときの自治会の意見としましては、西高田としましては危険防止のため町道側からの進入をやめて県道側からの一方通行にした方がいい、どうしても危険であれば全面通行どめに、人は可能ということで車の全面通行どめにしてもいいと。それから、下高田自治会からは現状どおり存続してほしいということであったけれども、事故等の危険性もあるということで、方向については最終的には町にお任せするという結論をいただいております。

そういう結論を踏まえて、町として県道からの左折の一方通行が安全性を考えた場合に今一番いいんじゃないかということで、過去の経過をずっと調べますと一定地元からは理解、ただ実際こういうふうな格好で左折の一方通行ということになれば、今おっしゃられたように町道から出られなくなりますので榎の鼻が混雑するのではなからうかとかいう、もう最終的な、こういうふうになりますという説明会をしたときには、そういう御不満も出たことは事実ですけども、以前にそういうふうなことで、我々としましては一定、町の判断にお任せしますと理解を示すということがあったものですから、それに基づいて協議を進めて、今のような方向になったわけです。

御指摘のように、榎の鼻が若干干み合うのかなという思いもあります。ただ、将来的に榎の鼻の区画整理ができれば、城ノ平の方に回れば大きい道路、何年か後ですけども、できて、実際申しまして、榎の鼻の踏切の混雑解消のために西高田線というのはつくっております関係で、どうしても榎の鼻が変則交差点ということで信号の時間も短いということがわかっておりますので、課長が申しましたように状況を見て信号調整ができないものかどうか、そういうのを警察と協議させていただきたいなというふうに思っているところでございます。

議長

(山口経正議員)

河野議員。

18番

(河野龍二議員)

住民説明会の内容だと思うんですね。なかなかそういう安全性を求められると、それに納得せざるを得ないという部分が多分あると思う。極端に言えばJR側からも通行どめにしたいというふうな話が出てるわけですからね。ただやっぱり、そこが住民のそういう声にも基づいて協議をしていくべきだと思うんですね。

私、この線路も見させていただいたんですけど、じゃあJR側はその安全

確保のために何をしてるかというふうなところをちょっと見てみたんですが、例えば緊急停止ボタンだとか、いわゆるそういう発信ボタンみたいなもの、ないわけですよ。そういうのもせずに、みずからの安全性を確保するため。確かに安全性、大事ですよ。安全性が最優先されなければいけませんけども、利便性もやっぱりそこに配慮した形で取り組むべきだというふうに思います。

もう一度、この規制の前にそうした協議ができないか、そこをちょっと再度お伺い……。先ほどから言われてるのは、そうした状況になった後、状況を見てというふうな話ですけども、こういうことが考えられるんじゃないかというところで再度その規制の前に協議を求めていくというふうな形でできないものなのか、この辺について再度、答えをいただきたいというふうに思います。

議長 (山口経正議員)
建設部長。

建設部長 (鈴木典秀君)

先ほど申しましたように、我々としましては地元の自治会等々にも説明を申しまして同意いただいて、それに基づいて、町の判断として県道からの左折の一方通行ということでJRそれと県の方ですね、長崎振興局あたりと協議を進めた結果でございますので、今さらこれを覆すということは現段階では無理ではなかろうかと思っております。

議長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

その通行どめをやめてくれということ言うんじゃないくて信号機の問題ですよ。信号機の問題をこうした規制がされる前にやっぱり協議をしておくべきじゃないかというところですよ。そこもできないんですかね。ちょっと再度お伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
建設部長。

建設部長 (鈴木典秀君)

失礼しました。信号機については、今の台数等々の資料がございますので、事前に警察との協議は進められると思いますので、進めていきたいと思いません。

議長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

時間がないので、東高田1点だけちょっとお伺いします。

ここは、これまでもこの河川道路の整備の関係で、こうした整備をしていますよというふうに。確かに自治会からも何度となく要望があって、その都度対応はしてもらってるんですけど現状が全然よくなりませんよ。ですから、ここはもうやはり、もっと積極的にといいますか、もう本当に歩行が

大変です。もう大きな水たまりができて。車が通るのも水しぶきを上げるんじゃないかというそういうことがあって、緊急の課題だというふうに思いますんで、この部分については再度、何らかの方向性をぜひいただきたいというふうに思いますんで、答えをお願いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
都市整備課長。

都市整備課 長 (日野 勉君)
以前は、かなり車の出入りが多くて、路面自体がもう相当傷んだ上にアスファルトをかぶせておりましたので、当然そういう不便をおかけしておりました。今はそこにあった工場とかもございませんが、当然そこから先の橋梁から上の分の工事が入りますので、以前よりは車自体の交通量はふえていないものと考えておりますので、とりあえず側溝をする前の路面の補修については近々に実施してまいりたいと考えております。

議 長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)
それでは、時間がありませんので、図書館について質問させていただきます。

この図書館建設についてもコンパクトシティー検討委員会でしたかね、そこで協議するというところで、これまでも長与小の建設の後には図書館ですよというのが町の方向性だったと思います。その念願の長与小学校も建設されて次は図書館。ただ、現状を見ると、なかなかその状況が進展しないという状況にあるというふうに思うんで、これも早急の結果だとか方向性を出さないといけないと思うんですよ。ただ、コンパクトシティー検討委員会だということになると、また少し時間がかかるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺でどうですかね。どの時期までに一定の方向性を出すというふうなお考えがあるのか、再度お伺いしたいというふうに思います。

議 長 (山口経正議員)
町長。

町 長 (吉田慎一君)
私は、この町長選挙に出ささせていただいたときに文化の充実というのは、これはもう非常に大きなウエートとして話をしております。したがって、図書館はぜひ立派な図書館をつくりたいなというふうに思っております。

ただ、流通のイオンの進出してくるといった場所も、以前は今の県立大学の横の山合いだったわけですけど、それがなくなりまして、動静が変わったということでございます。それから、また今JAの選果場ですね、これもいわゆる西彼の多良見の方に移ったというようなことございまして、そこもJAの方で、その空き地を有効に使ってもらいたいというような話もあります。そして、また中央商店街の方も、活性化するために老人医療センターをもう少し変えたらどうかとか、そういったいろんな話もあるんですね。

その中で、長与町の大まかな枠はありますけども、そういった公益施設

等々、図書館等々ですけども、そういったものが、どの地点にできることによってどういう形の影響が出るかというのは、やっぱり少し変わってきていると思うんですね。マスタープランにおきましても、少しずつ変わってきておりますので、大枠は変わりませんが、その中で、どこに何を設置すればいいかということが、この喫緊の課題でございます。

私も、これにつきましては早急に結論をつけたいと思ってます。したがって、来年度中にはそのあたりの目鼻がつけるように、急がせてやっていきたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

もう時間もありませんので、私、文化ホールができたときに、あそこは中尾城公園の公園施設ができる予定だったのを急遽文化ホールに変わったんですよ。この公共施設ちゅうのは、やはり高地には私は向かないと思うんです。やはり本当、住民の皆さんが気軽に立ち寄れる状況でないといけないというふうな思いがありますので、その辺も十分配慮していただいて検討していただきたいということを申しまして一般質問を終わります。

議 長 (山口経正議員)

場内の時計で10時45分まで休憩します。

(休憩10時32分～10時45分)

議 長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順6、西岡克之議員の 長与町の防災政策について、公文書管理についての質問を同時に許します。

10番、西岡克之議員。

10番 (西岡克之議員)

それでは、質問をさせていただきます。もう少しでお昼ですので我慢して聞いてください。

まず初めに、一昨年3月11日に起きました東日本大震災からもう2年たとうとしております。そこで、もう一度冷静になって防災について見詰めてみようかなという思いで質問をさせていただきます。

長与町の防災政策についてということで、東日本大震災が起きてはや2年が経過しようとしております。死者、行方不明者は2012年6月13日、警察庁の発表によりますと、亡くなられた方が1万5,861人、いまだ行方がわからない方が2,939人となる未曾有の大災害ということになりました。お亡くなりになられた方には哀悼の意を謹んでささげたいと思います。また、残された方も住宅など財産等御被災されまして、いまだに仮設住宅で不自由な生活を送られているというのも現状でございます。けさほども埼玉県でしたかね、被災された方が、何か被災地から出ていけというふうな話がニュースになっておりましたが、いまだに心が痛みます。いまだに仮設住宅で不自由な生活をおくられているのも現実でございます。一日も早い復興・

復旧を願うばかりでございます。

このような災害はいつ起こるか予想することもできません。しかし、一たん災害が起これば復興・復旧はもとより、まず人命の安全確保が最優先であると思いますし、自治体としても最低限、生命と財産を守る義務があると思います。そこで、本町におきましては災害時における避難誘導を初め防災対策はどのように実行していかれるのか、改めてお尋ねをいたします。

最初に、自治会ごとの避難所の指定はできていますか、お尋ねをいたします。

2番目に、町内に避難所の告知や連絡体制の整備はできているのか、お尋ねをいたします。

3番目に、避難所の中で学校施設を指定しているところがありますか、もしあるのであれば、水や食料の蓄えはどのようにされていますか。数日間過ごせるだけの生活環境の確保はできていますか、お尋ねをいたします。

4番目に、ハザードマップの作成はできているのかどうか、お尋ねをいたします。

以上を含めて、今後の防災対策の進め方についてお尋ねをいたします。

次に、大きな2番目として、公文書管理についてお尋ねをいたします。

近年、各自治体におきまして公文書管理を見直す動きが進みつつあります。これは、2009年6月に国会で成立し、2011年4月に施行されました公文書管理法を受けての動きであります。公文書管理法は、公文書を適正に管理することによりまして行政を適正かつ効率的に運営し、将来的にわたって国民に対する説明責任を果たすことを目的としております。

この法制定の背景のもととなりましたのは、いわゆる消えた年金記録問題とか海上自衛隊の航海誌誤廃棄などでございます。このようなずさんな文書管理が明るみになったことを受けて、制定への機運が高まりました。

この法律趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、実施する努力義務が自治体に課せられることになりまして、公文書管理の見直しの動きが始まりました。

また、東日本大震災の教訓から、大災害から公文書をいかに守るかということも自治体の重要な役割であります。

そこで、本町の公文書管理の実態と、今後の取り組みについてお尋ねをいたします。これはコンピューターによる管理もあわせてお尋ねをしたいと思います。

以上、2点質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田愼一君)

それでは、西岡議員の御質問にお話をさせていただきたいと思います。

長与町の防災政策について、1点目、避難場所の指定については、現在42カ所の避難施設と72カ所の一時避難場所を指定させていただいておりまして、町内全域をこれでほぼカバーをできているのではないかというふうに

考えておるところでございます。

2番目の避難所の告知、連絡体制の整備でございます。

避難所の告知などにつきましては、ホームページや広報ながよ6月号の記事でお知らせを行っておりますが、長与町防災マップの内容更新も必要と思われるので、検討を始めたいというふうに考えております。また、避難準備情報、避難勧告、避難指示などの情報伝達は、防災行政無線及び情報確認用フリーダイヤルとメール配信、広報車による巡回方法などによることとしておるところでございます。

3点目の学校施設の指定状況等につきましては、町立の小・中学校すべてと北陽台高校、高等技術専門学校、県立大学シーボルト校を指定をしているところでございます。

現状では水、食料の備蓄はしておりませんが、町内の小売店業2社と災害発生時の物資の提供について支援協定を締結いたしておるところでございます。

今後は、備蓄が可能と思われる避難施設ごとに施設の設置者と協議をさせていただき、対応を考えていきたいと考えております。

4点目のハザードマップの件でございますが、災害の種類ごとのハザードマップは現在のところ作成はしておりません。長与町におきましては、大雨による洪水や土砂災害に関するハザードマップの作成の必要性があるのではないかと思いますので、先ほど申し上げました防災マップの更新とあわせて検討をしていきたいと考えております。

5点目でございますけども、今後の防災対策の進め方でございます。

昨年6月に長崎県の地域防災計画が見直されたことを受けて、町の防災計画の見直し、検討を行っておるところでございます。計画の基本的な見直しと関連資料や各種マップの整備を行うとなれば、相当なる作業になるかと考えられます。それには専門的な知識や技術も必要となりますので、地域防災計画見直し業務の外部委託など、専門業者の支援なども視野に入れて検討を進めたいと考えております。

次に、の公文書管理ですけども、公文書管理の実態と今後の取り組みについてお話をさせていただきます。

長与町では、公文書取扱規程及び文書管理手引き書に従い、公文書の管理を行っておるところでございます。

公文書の保管というものを例にとりますと、各課はそれぞれの文書に分類番号を付し、文書の内容ごとに保存年限を定め、適正に文書を管理し、保存期限が来ましたら、効率的に破棄を行うことにより文書の減量化を図っておるところであります。

近年、住民ニーズの多様化などを受け、町が行う事業の意思決定に際し判断材料となる文書や、事後の参考となる文書をより多種多量に必要とすることになってまいりました。組織的なルールに従った文書の管理を職員一人一人に徹底することが今まで以上に重要であると考えております。

また最近では、特に県などからメールで送られてくる文書データが増加傾向

にあります。今後は、パソコン内のデータの肥大化にどう対応していくかが課題となっておりますので、紙ベースを含めた一元的な文書管理の方向性について研究をしてみたいと考えておるところでございます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

当初の答弁いただきました。

まず、じゃあ順を追っていきたいと思います。最初の自治会ごとの避難所の指定はできているということなので、ほぼ網羅されてるということで、平たく言いますと、各種自治会にある防災センターが一避難場所という形で認識してよろしいですか、お尋ねをいたします。

議長 (山口経正議員)

総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

お答えいたします。

各地にございます防災センターにつきましては、避難施設という位置づけの指定が多くなっております。議員さんが言われた一時避難場所というのは、もう少し軽微な、例えば公園とかそういった形になっております。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

はい、わかりました。じゃあ、おおむね42カ所と72カ所ですね。で、おおむね町内網羅できるということなので、次に、その施設を準備して告知という形なんですが、ホームページ、広報ながよの6月号とか、あと町内の防災無線とフリーダイヤルと広報車とか、いろんな形で隅々まで対応できるように準備されてるというふうに思います。認識をいたします。

それに漏れてる方って必ずこれ、いるんですね。我々みたいなメールが配信ができる、例えば情報を、町内防災無線が聞こえるところにいる人とかはいいんです。独居の方とかお一人暮らしでお耳が遠い方とか、必ずこれ、いらっしゃいますね。そういう方々の避難とか誘導とかの考え方をお示してください。

議長 (山口経正議員)

総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

いわゆる災害弱者の方々についての対応についてということだろうと思います。これは、なかなかさまざまな要因が交錯いたしますので難しい面もあるんですが、もう議員さんも御案内のとおり2年前の大震災以降、長与町でも、例えば民生児童委員の皆様の支援がどういうふうにお願いできるのかということ等を内部的に検討いたしております。実際問題として、1つのパターンでそれらの方々には支援ができるということじゃないと思います。もちろ

んホームページや広報などであらかじめ周知をしても、見れない方または情報をつかめない方がいらっしゃるということで、例えば先ほど例に挙げました民生委員・児童委員の皆様方に何らかの形で避難場所の情報等を提示していただく、提供していただくようなやり方も当然念頭に置かなければいけないというふうに考えておりますし、地域の自主防災組織の活動の中で、例えばお一人暮らしの方がいらっしゃる御家庭を訪問していただくなどの活動についても、お願いできる余地がないのか検討していきたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

今、課長がお答えになったとおりだと思います。必要になってくるのが、そこで見守りの制度だというふうに思います。昨年のことだったか、本町で3自治会が実施をされてたというふうに思います。道ノ尾、百合野、嬉里だったかな、自治会ごとに言えば。たしか3自治会だったと思います。その後、たしか広げるというふうに聞いた記憶がございますが、本当は全部やらなければならないというふうに思います。自治会ごとにそうやるということはいかなるものかなと思います。こういう形で出てくるので、今年度はじゃあ、その3自治会に加えてどこまで広げられるのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
介護保険課長。

介護保険 (藤井尚武君)

課 長 今年度も昨年に引き続きまして、3自治会に協力をいただいて設置を進めているところでございます。新しく3自治会を指定をしまして、設置を進めてるところでございます。

議 長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

具体的にできますか、今。自治会の名前はわかりますか。わかれば教えてください。わからなければ、後ででも結構です。

議 長 (山口経正議員)
介護保険課長。

介護保険 (藤井尚武君)

課 長 今ちょっと、そらで覚えておりませんので、思い出しましたら後ほどお知らせをしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

じゃあ後で結構です。まあまあ、いいです。

次に行きます。その中で、次に本町にもたくさんあるグループホームとか高齢者の施設がございますね。せんだっても長崎市の方で痛ましい事故が起

こりました。あれはいろんなさまざまなアクシデントが重なって、ああいうふうな痛ましい事故になったと思うんですけども、それを避けるためには、そういう方々の避難誘導というのが常日ごろやられてるかどうかということが大事になってくると思います。あの場合は火事ということでございましたが、防災という観点からも、日ごろのそういう施設に対しての指導はどういうふうになっているのか、また避難訓練等はやっているのかなという形にお尋ねをしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
介護保険課長。

介護保険課 長 (藤井尚武君)
グループホーム等につきましては、法令に準拠した形で年2回以上の防火訓練というのが規定をされておまして、町内に6カ所グループホームございますけれども、6カ所とも規定どおりの2回の防火訓練は行っておるということでございます。

議 長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)
グループホームは町内6カ所ね、あるというの。ほかのグループホーム外の、いろんな老人施設の中でグループホームをその敷地の中に持っておられる方もいらっしゃいますし、単独でグループホームを持っておられる方もいらっしゃいます。それ以外の老人福祉施設、一くくりに言って小規模多機能とかいろいろございますね。そういうところももちろん指導はされてるんですか、お尋ねをいたします。

議 長 (山口経正議員)
介護保険課長。

介護保険課 長 (藤井尚武君)
町の方の管理といたしますか、町が許認可を出しておる施設になりますのがグループホームと小規模多機能、いわゆる地域密着型の施設ということになっておまして、その中で町内にグループホームが6つと小規模多機能が1つ、その7施設につきましては町が入って行って検査をすることができると。他の施設につきましては、県の方の許認可ということになっておりますので、うちの方では把握はできていないということになっております。

議 長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)
そうですね。所管が違うので県管理と町管理というか、わかります。そういう分かれたのはいいんですけども、注意喚起という部分では、できないことはないと思います。ぜひそういうところも一緒に、先ほど申し上げたように、一緒に施設の中で持っているとこもいらっしゃいます。グループホームだけそこへ行って、あとはしないとかいうのはちょっと非合理というか、できれば一緒にやるのが、こういう、今度議会で出ましたと、常日ごろから備え

はしてくださいよというぐらいのことは言えると思います、指導はできなくても。ぜひそこら辺はしていただきたいなというふうに要望をいたします。

次に、3番目でございますが、避難所の中のことでお尋ねをいたします。

皆さん、避難所に来るときは着のみ着のままという形で来られると思うんです。もちろん仕方ないなというふうに思います。まして、例えば大雨とか何とかあったとき、そのままばたばたという形で来られるんじゃないかなというふうに思いますけども、その中で大事なのが、個人の持ち物というか、避難してくるときに個人で持ってきていただきたいというふうなものもあるんですね。

この間も新聞に載ってたんですけども、最低限必要なものを入れた一時持ち出し品というのがあります。いろんな飲食物や薬とか携帯トイレとかあるので、そういうもの大事ですよと、非常持ち出し品の備えの工夫をと載っかります。そこら辺で、無理もないんですけども、着のみ着のまま来られるのは。これ日ごろから、やはりそういう啓発というのもぜひやっていただきたいというふうに思います。いきなり何もなしで来られるよりも、そういう準備をするということで心の構えが違いますので、ぜひその辺の準備をしていただきたいなというふうに思います。

それと次に、避難所のことなんですが、地域防災計画ですか長与地域防災、これにずっと書いてあるんですけども、例えば食料備蓄と毛布備蓄とかいろんな備蓄がないというふうに先ほど御答弁で聞きました。これはちょっとどうなのかなというふうに思います。

きょうび賞味期限が長い水とか賞味期限が長い食料とかあるんですね。3年とか5年とかいうやつが。最低限その程度は準備すべきではないかなというふうに思いますけども、その辺についてはどうお考えですか。

議 長 (山口経正議員)

総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

お答えをいたします。

先ほど町長の答弁の中にありました備蓄はしておりませんというくだりの部分は、前段でお尋ねがあった小・中学校等の学校施設における備蓄はないという意味でございます。

長与町自体としての備蓄については、町長も申し上げましたように、食料品や医療品等に関する支援協定を結んでおります。それとは別に長与町自身として、これは例えば水道局さんが長与の水とかいう水をつくっていらっしゃって保管されてるとかいう事情は置いて、災害用の備蓄としては毛布それからブルーシート等の備蓄をいたしております。食料品と飲料水については現在、備蓄自体がございませんので、例えば長与町1カ所の備蓄倉庫があって、そこに物資を備蓄するとかいうやり方がいいのか、それとも議員さんがお尋ねになったような避難施設の、まあ大きな避難施設ですね、それぞれごとにあるべきなのか。それはあるべきということが判断されても、実際に

備蓄していただけるかどうかは設置者の判断にもよりますので、その辺のことは今後、至急検討していきたいというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

そうですね。早急にお願いしたいと思います。この地域防災計画の138ページですね。避難に当たっての注意事項と。そこら辺、書いてますので、ぜひ。ここにもさっき私が申し上げた2食程度の食料、水等持ってこいと書いてとつとですよ。持ってこいって買いとつとけども、言葉は悪いですけども、来る方は着のみ着のままでも来られるんで、ぜひその辺も今回の震災を踏まえて、そういう教訓を踏まえて備蓄をしていただきたいというふうに思います。

先ほどあった学校防災施設の整備に地域差があるということ。これも新聞の記事に載っておりました。本県は備蓄倉庫が3%しかない。自家発電が4%しかない。ちょっと読んでみますと、文科省の国立教育政策研究所が各学校に備蓄倉庫、自家発電設備、貯水槽、浄化装置などがあるか、昨年5月1日時点で調べた備蓄倉庫の整備率、全国平均では47%。約半分は備蓄倉庫を小・中学校で持っているそうなんです、学校施設ですね。本県は23%しか持ってないと。先ほどの御答弁によりますと、本町ではゼロという形なんです。

だけん教育的水準は県内一なんです、こういうところの水準はちょっとどうなのかなというふうに思います。ぜひ、こういうふうな備蓄というのをもう一度考え直していただきたいというふうに思います。

それに対する補助金というの、結構出てます。防災支援事業ということで24年度の予算でも、全国ですけどもね、2億5,464万2,000円という形で出てますので、ぜひそういう財源も利用していただいて備蓄をしていただきたいというふうに思いますが、教育委員会、どうお感じになりますか。

議長 (山口経正議員)

教育総務課長。

教育委員会 (森川敏幸君)

総務課長

教育委員会関係につきまして、学校関係の施設を避難場所として指定をしておりますけれども、そういう備蓄関係とか施設関係についてはございません、確かにですね。ですから今後、教育委員会としましても、防災担当局と協議をしながら、今後それをどう対応していくか、地域防災計画をもとに研究をしていきたいと思っております。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。

結構予算が文科省の方でついてるんですよ。耐震化は本町、全部終わっておりますので、もうこれは必要ないというふうに思いますけども、あと備蓄

のことにに関してとか、防災の教室をするとか、AEDの実践をするとか、これも予算が結構、申し上げませんが、学校円滑化、安全教室という形で24年度も予算がついてます。そういうのもどんどん利用していただいて、やっていただきたいというふうに思います。

給食室も炊き出しに使うという形で予算もつくんですよ、2分の1ですけどね。ぜひこういうのを利用していただければ、古いとこの給食室の改修もできるんじゃないかなというふうに思いますが、ぜひその辺は、しっかり目的感持って取り組んでいただきたいというふうに思います。

その中で、食料は今言いました。毛布とかも言いました。備蓄も言いました。非常用の電源とかはどうなってますか。学校施設は後で教育委員会がお答えください。他の町の施設では非常用の電気電源はどういうふうな感じをされますか。

議長 (山口経正議員)
管財課長。

管財課長 (山下多喜男君)

役場庁舎のことでございますけども、役場庁舎におきましては、災害等で停電になった場合は、非常用発電を起動いたしまして5分後に点灯するようになっております。それから、地下と屋上にタンクを2基設置をしております。約1,500リッターほどでございますけれども、これを点灯した場合には最低でも34時間、約1日半程度の確保はできているということで設計をされてる状況でございます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
介護保険課長。

介護保険課長 (藤井尚武君)

済みません、先ほどの高齢者見守り体制に対する自治会名でございます。3自治会、百合野第2自治会と辻後自治会、青葉台自治会の3自治会となっております。

議長 (山口経正議員)
教育総務課長。

教育委員会総務課長 (森川敏幸君)

学校関係におきまして、先ほどの自家発電設備関係等につきましては学校にはございません。だから、先ほど申しましたように避難施設の設備関係ということで、機能を高めるためにも、そういうものを今後検討をしていきたいというふうに思っております。

議長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

介護保険課長、思い出していただきまして、ありがとうございました。

それと、前向きな御答弁いただいたんで、それに対しても教育委員会の方にも自家発電設備の予算というか補助金があります。どんどん利用していただきたいなというふうに思います。3分の1ですかね、下限が400万から

上限2億とかついてますんで、どんどんそれも利用していただきたいと思います。

前も申し上げたんですけども、太陽光発電ですね、こういうときに。発電機を準備されるのもいいんですけども、燃料等の準備もございしますが、太陽光発電につきましては燃料の準備が要りません。もう備えておくだけでいいんです。特に買い取り制度もございします。この際ですから、ついてる施設もありますね。南交流センターとかですね、ついてます。もう発電のパネルがついてて、今何キロ発電してますよとかいうのもありますし、今その発電のパネルについても補助金がつきますし、太陽光パネル設置上限1,000万とかですね、補助金がつくようになってます。ぜひそういうのも利用していただきたいというふうに思いますし、学校施設以外でも、本町の施設もできるんじゃないかなというふうに思います。買い取り制度もございしますし、リースという形もあります。ぜひこれ利用していただきたいなというふうに思いますけども、方向性だけで結構です。今後どうされますか。御答弁お願いします。

議長 長 (山口経正議員)
町長。

町議長 (吉田慎一君)

今、世界的趨勢それからまた国内の趨勢についても、エネルギーの確保というのは当然今から考えていかなくちゃいけないことだと思うんですね。今、議員さんおっしゃいましたように、太陽光発電につきましては、本当はそういうことも つけたいという気持ちもあったんですが、やっぱり今値段がちょっと高くて、なかなかそれ難しかったということがあるんですけども、今後そういった補助等々もありますので検討しまして、できるところから始めてまいりたいというふうに考えております。

議長 長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

そうですね。ぜひ、先ほど申し上げたようにリースもあるんですよ、これは。ただでつくんです。つけて、またその補助金もあるし買い取りもしてくれる。ぜひつけるべきだと思うんですけども、今、町長が前向きな御答弁いただいたんで、今後、ついてない施設でもぜひそういうふうな形で整備をしていただきたいというふうに思います。

次、行きます。ハザードマップがまだないということなんですけども、何かいるんな理由はあると思うんですけども、今後、いつぐらいまでに大体めどはつかれますか、そのハザードの作成は。

議長 長 (山口経正議員)
総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

先ほど町長がお答えしました中に防災マップの話がありまして、その防災マップは議員さんも御案内のとおり随分古いものでございます。この防災マ

ップの中にも危険箇所の明示、図示というのもやっていますが、議員さんがお尋ねのハザードマップは災害の種類ごとにそういうマップをつくるというふうになります。

で、御案内のとおり長与町の場合の災害で一番注意しないといけないのは、大雨時の川の増水による被害ですね、それと土砂災害、この2点に集約されるんじゃないかというふうに考えてます。そうしますと、今ある防災マップではやはり不足いたします。

例えば防災マップの中に急傾斜地崩壊危険箇所というのがございます。これは、県の調査によって情報が更新されていくものですが、隣の時津町までは調査が終わって、長与町が次いつごろまでにしていただけるか、建設部関係でも要望していただけてますが、まだ実現しておりませんので、できればそういう情報を最新のものにした形で、1枚のマップでハザードマップと昔からいう防災マップが兼ねれるかどうか、この辺の検討も必要だと思いますけど、マップ自体が何枚にもなっても使いにくい面もあると思いますので、少し研究をさせていただきたいということで先ほど町長がお答えをさせていただいたんですけど、今いつごろまでにというのは、ちょっと明確にお答えできる状況にはなっておりません。

ちょうどまた次の質問であったように、防災計画の見直しの中の一環として位置づけをさせていただきたいと考えてますので、なるべく早くということ意識して作業を進めていきたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

わかりました。先ほど今、課長がおっしゃったように、本町の災害の中で例えば雪崩等はまず起きません。今おっしゃったように水害ですね、河川のはんらん、それと急傾斜地の土砂崩れを一義的に見るのが大事だろうと私も思います。それが想定内というふうに思います。

その想定内の大きさが余りにも大き過ぎたのが東日本の津波なんですね。あそこは津波が来るちて想定してたんです。想定外というのは、想定以上の津波が来たから想定外と言ったんですね。そこら辺の規模も踏まえて、過去に大水害もありましたので、あれから河川改修も大分進みましたので、あれほどの甚大な災害は起こりにくいというふうに思いますが、ぜひそういうふうなことも含めて早急につくっていただきたいというふうに思います。期限いつまでつくれとか、そういうことはもう言いませんので、なるべく早急な形で、ぜひつくっていただきたいと思います。

次に入ります。災害が起きたときに連携協定ですね、各自治体とかインフラ関係の業者さんとか医療機関とか、そういうものはちゃんととられてますが、お尋ねをいたします。

議 長 (山口経正議員)

総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

さまざまな連携、支援協定がございますが、先ほど町長がお答えしました物資に関しては現在、長与町に所在する小売店業者の方の2社と結んでおります。それ以外に長崎県、これは長崎県の窓口になるのが長崎振興局になるんですけど、長崎県との災害時の応援協定です。それから長崎市、時津町、近隣市町との応援協定、さまざまのレベルで協定を結んでおります。また県立大学さんとか、連携の中にそういうメニューを加えていただいている部分もございます。あと県の医師会等々さまざまな分野で連携協定を、これはお互いに結んでるということで御理解いただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

そうですね。お互いに結び合うのが常だと思います。じゃあ、そこはさまざまな業者と連携協定結んでると、災害時ですね。理解をいたします。

そういう中で必要なのが、これは別に今から申し上げることで私、業界から別に何も云々かんぬんというだけではないんですが、土木とか建築の業者さんですね、こういうのも育成をしていくことが大事なんです。よく町内の公共工事で他自治体にあるところに発注をします。それはもういろんな形で、町内にAランクとかBランクとか、いろんな形でない業者さんもありますので仕方ないのかなと思いますけども、その下請とかいう形では、できるだけ町内業者に発注をして町内の業者を育成をしておく、その防災という観点からですね。それは大事なのではないかなというふうに思います。ふだんから育成をせずに、いざ河川がはんらんしたよと、急傾斜地が崩れたよって、あんたたち加勢せんねと言われても、育成してなかったら町内の業者数が少なくなってしまうという形もあります。

だから、ぜひ金額の云々とか総合評価の云々とかあると思うんですけども、できるだけ町内業者を育成をしていくということは大事なんじゃないかなというふうに思います。別に業界の回し者ではございませんが、そういう防災という連携協定という形から考えれば、これは非常に大事なんだろうというふうに思います。

もちろん町内の工事に対しては公正公平な発注をしていただくという形がなければいけないのではないかなというふうに思います。それを申し添えておきます。

次に、これも防災計画をつくるための防災会議がございますね。どこだったかな、202ページ、長与町防災会議委員というところでありますけども、こういう方々が集まられて会議をするんだろうというふうに思います。その中で、こう見回した中で女性が1人も入っていない、この会議の委員の中に。これはちょっと見直すべきじゃないかなというふうに思います。

例えば大災害が起きた東日本で聞きますと女性のプライバシー、例えば子供さんを抱えたまま来たときに、授乳するのに全くそれは考えられてなかったとか、高齢者の方々のプライバシーがなくて段ボールで仕切ったとかね。トイレのことについてもそうなんです。半分は女性です。そういう配慮とい

議長

う形がこの中では見受けられないんですね。ぜひ女性もこの会議の登用にしたいというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

(山口経正議員)

総務課長。

総務課長

(古賀 洋君)

今御指摘があった防災会議の委員の構成につきましては防災会議条例の中で規定をいたしております、議員さんが御指摘のように、ほとんどという方が多くが各組織の充て職という形の任命になっております。それを冷静に見ていくと、女性の方が入る余地が現実的に確かに少ないという感じがいたしますし、御指摘のとおり今の時点では女性の委員さんは一人もおられません。逆に、充て職の方が女性の方が入った場合は当然入っていただくことになるんでしょうけども、それはそれとして、今御指摘のあったような避難所における配慮の問題とかを、女性の意見も吸い上げる形の委員の任命については今後検討させていただきたいと思います。

議長

(山口経正議員)

西岡議員。

10番

(西岡克之議員)

はい、わかりました。ぜひ前向きに、これ大事なことで、今度の災害のときの非常に大事な教訓だというふうに各方面で聞きますので、ぜひ対応していただきたいというふうに思います。

今るる申し上げてきましたけども、これ中央防災会議の終わりにという結びのところなんですけども、そこです。ちょっと読み上げてみたいと思います。地方都市等の地方公共団体における地震防災対策の充実、これ地震の後を受けてなんですけども、地震防災会議の充実強化に向けて、本報告を踏まえて国の防災基本計画や地方公共団体の地域防災計画の見直し、周辺の地方公共団体や地元の民間企業との連携に関する検討、継続的な訓練や研修の実施、住民と協力した防災教育の促進等の対策を進めるとともに、災害が発生するたびに、これまでの取り組みを点検し、今後の対策に反映させることにより、どこでも発生し得る災害に対し、万全に備えることを期待するものであるという中央防災会議の結びの言葉もありますので、ぜひ、今やりとりしたことを確実に実現していただきたいというふうに思います。

次に、公文書管理についてお話を進めます。

まず公文書、これは先ほど申し上げたように消えた年金記録とかそういう形が取り上げられまして、今もう法律も決まりましたので、各自治体においてはおいおい、きちんとそういう公文書管理をしていくんだろうというふうに思います。その中で、福岡県はもう公文書館という公文書を管理する堅牢な建物を建てるように県の方でなってるそうなんです。遺失をしないようにとか形でなってますが、本町ではそこまではどうなのかなというふうに思います。

今、公文書は一括管理ではないんですね。確認をします。各所管所管で定められた管理をされてるんですね。ちょっと確認をしときます。

議 長 (山口経正議員)
総務課長。 総務課長 (古賀 洋君)
御指摘のとおり管理自体は各課所管ごとになっております。

議 長 (山口経正議員)
西岡議員。 10番 (西岡克之議員)
当初のお話でもあったと思いますが、番号を振って期限が来たら効率的に廃棄をされてるといふ形なんですけども、今まででそういう形で、ああ、この文書がなくなってしまったとかいう事案はありますか。

議 長 (山口経正議員)
総務課長。 総務課長 (古賀 洋君)
最近というお答えの仕方で大変恐縮ですが、耳にしたことはございません。逆に、廃棄すべき文書が廃棄されないで残ってるケースというのは散見されたように記憶しております。

議 長 (山口経正議員)
西岡議員。 10番 (西岡克之議員)
じゃあ、よかったなというふうに安心をしております。
国の方で公文書の紛失とか誤廃棄が181件、国の方でもあってるらしいんですよ。これは住民の方々が情報公開請求とかされたときに、その文書がないとかいう形があったそうなんです。本町では今、課長の答弁ではなかったということなんで、幸いなことだろうというふうに思います。
今から、例えば昨今は差がありますように、図書館であるとか生涯学習センターであるとか、そういう建物がもし建てられるんであったら、そういう中できちんと堅牢な建物を、建物じゃない、その一角で結構ですので、きちんと公文書が、どれがどこにあるという形がわかるような管理をするのも大事じゃないかなというふうに思います。
それと、公文書がもう要らなくなって廃棄をしますね。廃棄をするときに、現在の廃棄というのはほとんどが焼却なんですか、そこをお尋ねいたします。

議 長 (山口経正議員)
総務課長。 総務課長 (古賀 洋君)
公文書の中に大きく分けて2種類ございますが、個人情報が入った公文書とそうでない文書で、基本的には個人情報が入った文書については直接焼却場に搬入して焼却していくということで対応してます。それ以外については、可能な限りリサイクルを活用するというふうに庁舎内では徹底させていただいてるところでございます。

議 長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)
私がしてくださいということをしてるようなので深くは申し上げませんが、個人情報が入った分も、たしか今、細かく裁断をしてわからないようにしてリサイクルできるところもあるんですね。エコという観点から見れば、もう時津町もこの間そういうふうになりました。確認をしました。やはり焼却一辺倒というのはいかがなものかなと。

やはり今、課長が言われたようにリサイクルをされるのであったらば、情報が細かく裁断されてわからないような裁断をして、またそのリサイクルのセキュリティーがきちっと担保されるようなことがあれば、それはもうその辺はリサイクルの方に持っていったらどうなのかなというふうに思います。今後、検討をしてみてください。これは要望を伝えておきます。

次に、コンピューターの管理ですね。データ管理ですけど、それはどういうふうに使われていますか。

議長 (山口経正議員)
総務課長 総務課長 (古賀 洋君)
コンピューターのデータ、文書に限ってというお答えをさせていただきますが、まず職員一人一人のパソコンで保管する次元の文書と、課ごとに共通のホルダーを持っていると、そのサーバーが別に存在するんですけども、そこで保管する分と2種類分かれてきょうかだと思います。

個人的に作業中の文書であったりする場合は、一時的に職員のパソコンの中に保存されている場合もあるかもしれませんが、いわゆる公文書として位置づけられている部分については、いずれの時期かに課ごと、所属ごとのホルダーの中に移管されて保存されているというふうに取り扱いを徹底させていただいてるところでございます。

議長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)
じゃあ、もうセキュリティーについてはその必要はないという形ですかね。コンピューターの中にあるものはきちんと担保されて、その後廃棄という形はどうかかわかりませんが、要らなくなった文書については、またこのサーバーの中で管理されているという形ですかね。

議長 (山口経正議員)
総務課長 総務課長 (古賀 洋君)
例えば県へ報告する文書などを例にとってお話しすると、照会文が来た、それが例えばメールで来たり公文書、紙ベースで来たり、さまざまな来方がします。それについて報告文書、まあエクセルでなんか様式に従ってつくった場合に、それはこれこれという報告をしていいかという決裁が存在します。この部分で紙ベースの公文書が存在しますので、それを途中でつくってた経緯の電子データがそのまま必要かどうかという判断はそれぞれでなされて

ると思いますので、どれが正式な公文書なのかというところのとらえ方で変わってまいります。ですから、電子データが必ず残ってるということではないかと思います。

議長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)
わかりました。もう時間もなくなってきましたので、じゃあ適切に管理、廃棄がされてるという形で認識をいたします。
今後もぜひそういう形で適切な管理をお願いするということで申し添えておきまして、私の質問を終わります。以上です。

議長 (山口経正議員)
場内の時計で13時まで休憩します。
(休憩11時38分～13時00分)

議長 (山口経正議員)
休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。
通告順7、内村博法議員の 地方公務員の給与や退職手当等について、体罰について、 生活保護の生活扶助費引き下げの影響についての質問を同時に許します。

3番 (内村博法議員)
質問に入る前に、今月3月をもって退職される職員の皆さん、本当に大変お疲れさまでした。これまで長年、町政に御尽力されました。この場をかりて、心より感謝と敬意を表する次第でございます。
それでは、早速質問に入りたいと思います。
大きな質問項目として3項目あります。よろしく願いいたします。
まず、質問事項 の地方公務員の給与や退職手当等についてでございます。
国家公務員の給与や退職手当につきましては昨年、法改正が行われまして、既に削減が実施されております。国は地方公共団体に対して、地方公務員についても国家公務員と同様、削減を要請しております。今回の給与等の削減要請は本町職員に大きな影響があります。懸念されるところでございます。
また、民間では定年退職後の厚生年金の無年金期間が発生するため、高年齢者雇用安定法が改正され、再雇用を希望する者については原則として雇用が義務づけられることになりました。公務員の場合、現在再任用制度がありますが、今後、民間と同様な改正が予想されます。そこで、これに関しまして質問いたします。
まず、1点目として、(1)の給与及び退職手当削減要請に対する今後の対応について伺いたいと思います。
2点目として、(2)の持ち家に係る住居手当は、国家公務員の場合、平成21年に廃止されていますが、本町も含め一部地方自治体では現在、継続支給されています。本手当も、国から地方自治体に対し、廃止を基本とした見直しを求められていますが、現在まで継続支給されてきた理由と今後の対

応について伺いたいと思います。

3点目として、(3)の再任用制度の今後の対応について伺いたいと思います。

次に、質問事項の体罰についてでございます。これは昨日から体罰についての一般質問がっておりますが、重複するところもございます。よろしくお願ひいたします。

昨年、大阪市立桜宮高校バスケットボール部主将の男子生徒が、顧問の男性教諭から体罰を受け、翌日に自殺した痛ましい事件がありました。また、女子柔道界における体罰告発問題などもあり、現在、世間の大きな関心を集め、社会問題となっております。そこで、これに関しまして質問いたします。

1点目として、(1)の長与町の小・中学校における体罰の実態状況について伺いたいと思います。

2点目として、(2)の現在長与町として体罰防止に関してどのような対策を講じられているか伺いたいと思います。また、大阪市立桜宮高校の事件を機に、町としては今後どのように対応されるのか伺いたいと思います。

次に、質問事項の生活保護者の生活扶助費引き下げの影響についてでございます。

現在、生活保護受給者は全国で約214万に急増しており、過去最多を更新しております。政府は社会保障費の見直しの一環として生活保護費のうち日常生活の費用である生活扶助費の基準額をことし8月から引き下げることにしております。しかしながら、生活扶助費の基準額は他の多くの生活支援制度の目安にもなっており、引き下げは生活保護受給者だけでなく、こうした制度の利用者にも影響が及ぶ可能性が懸念されております。そこで、これに関しまして質問いたします。

まず1点目として、(1)の本町の生活保護者の実態について伺いたいと思います。

2点目として、(2)の生活保護以外の他の生活支援制度への影響について伺いたいと思います。

以上、質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田愼一君)

きょう午後一の質問でございます。内村議員の地方公務員の給与や退職手当についてということでございます。

なお、2番目の御質問につきましては、所管をいたしております教育委員会の方からお答えをさせていただきたいというふうに思っております。私からは1番目の御質問と3番目の御質問について承ってまいりたいと思っております。

まず、1番目の御質問の1点目、給与及び退職手当削減要請に対する今後の対応でございます。

平成25年度における地方公務員の給与について、国の給与カットに準じ

て必要な措置を要請するとの閣議決定がなされ、総務大臣からの要請をお受けをしたところでございます。

国に準じた削減措置を求めることは理解できるところでありますが、それを前提とした交付税の減額は本来あってはならないことではないかと考えております。

一方、交付税が減額されれば町の財政運営に影響を及ぼしかねないという危惧も抱いております。

したがいまして、今後慎重に検討し、方向性を見定めていかなければならないと考えております。

地方公務員の退職手当につきましては、国家公務員に準じた措置を講じるよう国からの要請がっておりますので、町が加入している長崎縣市町村総合事務組合において退職手当削減の具体的な検討を実施いただいております。近いうちに結論が出るものと思われま。

検討結果が決定されましたら、関係する県内の自治体と足並みをそろえた形で対応をさせていただくことにならうかと考えておるところでございます。

2点目の持ち家に係る住居手当は、国においては平成21年12月から、長崎県では平成23年12月から廃止をされております。本町におきましては、国、県及び近隣市町の支給状況を踏まえ、平成24年4月より持ち家に係る住居手当3,500円を隣接する長崎市並みの2,500円に減額をいたしておりました。

今般、他自治体の状況等を踏まえ、改めて再検討をいたしました結果、当該手当を今回から廃止することとし、関係条例の改正案を本定例会に上程をさせていただきますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

3点目の再任用制度につきましては、昨年11月以降、総務省より当面必要となる事項についての通知が発出されていない状況でございますが、いずれにしましても平成26年4月から、何らかの形で定年退職者の再任用制度を活用する必要があると考えております。

国による地方公務員法改正手続と並行して、町においても制度の詳細について検討を行わなければならないと考え、現在、組織だった研究班を立ち上げようと考えておるところでございます。

3番目の御質問について、1点目の本町の生活保護者の実態につきましては、西彼福祉事務所の統計によりますと、年間平均値での比較ですが、平成19年度114世帯、平成20年度132世帯、平成21年度143世帯、平成22年度162世帯、平成23年度181世帯と推移をしておりまして、ちなみに平成25年1月現在の被保護世帯数193世帯345名となっております。

次に、2点目の生活保護以外の他の生活支援制度への影響につきましては、国として、できる限り影響が及ばないように対応することを基本的考え方とする対応方針のようでございますが、見直しの影響を受ける国の制度としては保育所の保育料の免除に係る階層区分、受信機器購入等支援事業などが考えられております。また、単独事業では就学援助制度、健康診査自己負担額な

どがございます。

具体的な影響につきましては、基準額等が示されておられませんので試算をされておりませんが、示された後は十分に影響調査を行いたいと考えておるところでございます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

教育長。

教育長 (黒田義和君)

2点目の体罰について、(1)長与町の小・中学校における体罰の実態状況についてでございますが、この件につきましては昨日も幾つか質問があり、重複するかもしれませんが、回答いたします。

ことし1月23日付で文部科学省が県教委に対して調査するよう通知を出しております。これを受けまして本町では、2月21日に調査用紙を配付し、2月末までに回収し、現在管理職がその確認作業を行っているところでございます。

今回の調査対象はすべての小・中学生及びその保護者とすべての教職員で、平成24年4月1日以降に生じた事案としております。そして、それを精査しまして、結果を4月10日までに県教委へ報告し、さらに県が国の方へ報告するという、そういうふうな手順になっております。

この調査に先立ちまして町独自でも、現段階で校長が把握してる範囲で、これは体罰ではないかなと思われる事案を調査いたしました。それによりまして、教職員が2件、外部指導者が2件ほど上がっております。これらにつきましては、校長が当事者を指導したり、保護者に説明し謝罪したりして、現在は解決しております。

しかし、この4件も含めて、今回行っております調査結果をよく検証してまいります。これにはもうしばらく時間がかかるというふうに考えております。

2点目の現在、長与町として体罰防止に関してどのような対策を講じているか、また大阪での事件を機に、町としてはどのように対応するかについて回答いたします。

体罰禁止というのは学校教育法第11条でうたっており、まずはこれを遵守するということを訴えております。校長会、教頭会、教務主任会等などの冒頭、私はいつも次のように呼びかけて意識づけを行っています。これが学校教育法の11条ですから、一々たたくな子供の頭、時にはたたけ担任の肩というのを呪文のように唱えております。

確かに生徒指導上、何回指導しても、注意をしても聞かないとか、あるいは集団生活の中で危険な行動を繰り返すなど、厳しい指導を求められる場面はございます。だから学校教育法では教育上必要があれば懲戒を加えることを認めております。ただし、体罰は禁止という歯どめをかけてあるわけでございます。この懲戒と体罰の区別がややグレーゾーンになって、これもまた争点となります。裁判においても一審、二審では有罪だった体罰が、最高裁で逆転したケースもございます。

体罰をした者の反省の弁に、びんたをすることにより周りが一瞬しいんとなり、さも指導の効果があつたと錯覚しましたという言葉がありますが、これは間違いです。やはり体罰は指導の未熟さ以外の何物でもございません。

したがいまして、文科省がよりどころとしております児童生徒の懲戒と体罰に関する考え方という文書をすべての教職員に配付し、熟読を勧めました。また、有形力の行使、つまり力が形となつてあらわれるもの、つまり例えばたたくという行為が教育的指導の範囲とされた裁判の例とか、あるいは児童懲戒権の限界という法務庁長官通達を、これも同時に配付しております。そして、この配付した資料と目の前の子供たちの実態を照らしながら、懲戒の仕方、しかり方の研究を校内研修で取り上げるようお願いしてるところでございます。

また、体罰の発生が部活動場面で多いことなどから、管理職もできるだけ部活動の活動状況を見回る機会をふやすようお願いもしております。

一方、部活動等の外部指導者にも体罰防止、体罰根絶のお願いの文書を配付したり、校長、教頭が直接お願いをしたりしているところがございます。

いずれにしましても、機会あるごとに、このような呼びかけと教職員としてのスキルアップに努めるとともに、御家庭においても発達段階に応じた厳しいしつけもお願いしてまいろうというふうに考えております。以上でございます。

議長 長 (山口経正議員)
内村議員。

3番 (内村博法議員)
順を追って再質問いたしたいと思います。

まず、地方公務員の給与についてでございますけども、今回の削減要請内容というのは、町長の今の答弁では本町にも正式に通知があつたということで理解してよろしいんですね。その内容がもし、簡単でも結構ですけども、その内容はどのような内容で来ているのか、ちょっとそれを教えていただきたいなと思います。

議長 長 (山口経正議員)
町長。

町長 (吉田慎一君)

確かに議員おっしゃるように、総務大臣名で参っております。内容につきましては、国家公務員に準じて給与を下げしてほしいというような旨の内容でございます。

議長 長 (山口経正議員)
内村議員。

3番 (内村博法議員)

その中で、その削減の期間というのは、新聞等では来年の3月までと、こういうふうに聞いておるんですけども、そのあたりも、そういう要請内容でございますか。

議長 長 (山口経正議員)

総務課長 総務課長。
(古賀 洋君)
お答えいたします。
議員さんもおっしゃるように、来年の3月まで、スタートは遅くとも7月
からという要請内容になってます。

議長 (山口経正議員)
内村議員。
3番 (内村博法議員)
今回の給与削減要請というのは、報道で見たり聞いたりしとるんですけども、いろいろな批判があります。代表的なのは、交付税を使って政策を共有するのは地方分権に反するといったような批判があるわけがございます。このあたり、批判を踏まえて、町長としては今回の削減要請をどのように受けとめておられるか、その御見解を賜りたいと思っております。

議長 (山口経正議員)
町長。
町長 (吉田慎一君)
本来、地方における職員の給与につきましては地方の方で決めていくというのが私は筋だと思っております。しかも国家公務員との比較でラスパイレスというので比較ありますけども、それでも長与町におきましては100を超えておるといことで、国よりも安い給料でやっておるところでございます。
そういうことで見れば、私どももこれについては少しやり過ぎではないかというふうには考えております。
それよりも、今、議員おっしゃるように、その条件、その中における交付税の減額ということもセットにしてきてるところにおきまして、非常にそれはおかしいんじゃないかということで、私どもも町長会ありますけども、町長会の中でもこれについてはおかしいんじゃないかということで抗議しようというようなことで話をしておるところでございます。

議長 (山口経正議員)
しばらく休憩します。
(休憩13時22分～13時23分)

議長 (山口経正議員)
会議を開きます。
総務課長。
総務課長 (古賀 洋君)
ラスパイレス指数について補足をさせていただきます。
ラスパイレス指数は毎年算出される指数でございますが、国の方が昨年の4月に給与の削減を行った結果、長与町は100を超えると、町長が申し上げた状態になってるんですが、いわゆる100を超えてるといことは国よりも高い給与ベースであるというふうに認識していただいて結構です。ただ、国があくまでも一方的に削減した結果であるといことで御理解いただきました

- いと思います。
- 議 長 (山口経正議員)
内村議員。
- 3 番 (内村博法議員)
- 今のラスパイレスの指数が出ましたんで、国家公務員は東北の震災の財源にするということで給与を下げました。7.8%カットですかね。その影響もあって、相対的に今度は地方公務員の給与が上がった状態になっておると、こういう状態であるわけですね。
- それで、総務省の発表ちゅうですかね、市町村別ラスパイレス指数が発表されてるんですよ。それで、長崎県内では長与町は21市町村あるわけですが、4番目なんですよ。具体的にはこの指数が合ってるかどうかちょっとわかりませんが、長与町は108.7という指数に今なっているわけですね。この指数が正しければ、21市町村のうち4番目に高いと、こういうふうになってるんですね。町村の中では時津町が一番高くて111.0なんですよ。こういったことになっています。町村で一番低いところは小値賀町ですか、上五島の、101.6という指数になってます。
- それで、長与町はこういうなぜ高いのか、その理由がわかればちょっと教えていただきたいなと思います。
- 議 長 (山口経正議員)
総務部長。
- 総務部長 (葉山義文君)
- 今、ラスパイレス指数の出し方ということで、なぜ長与が高くなってるかという状況でございますけども、例えば、各ランクごと、5年から10年とか10年から15年ということで、長与なら長与の職員に国の職員を掛けて算出をするような形になっておりまして、例えば、うちのランクで20年から25年、その分でしますと、これは高卒、大卒ちゅう形で指数を算出をして、それをトータルして指数を出しているわけでございますけども、一つのランクが国より大幅に高いということであれば、そういう部分もうちの職員の採用の形態といいますか、そこら辺も大分加わるなということで考えておりまして、トータルの今言われました108.7ということで、国と比べればそういう形になっておりまして、当然、採用もございまして、退職もございまして、そこら辺は毎年指数は変わっていくものということで思っておりますけども、国が出した指数というのは、国が7.8%削減をしましたが、地方は何もやってない、そこら辺でたまたまもう高目の指数が出てるといって理解をしております、またことしの4月1日の時点も算出をするわけでございますけども、そこら辺につきましてもまた退職とか採用とかございまして、数値は大分動いていくものということで、そういう形で思っております。
- 議 長 (山口経正議員)
内村議員。
- 3 番 (内村博法議員)

ラスパイレスの中身をどうのこうのって私もこの場では差し控えたいと思っておるんですけども、要は、学歴別、勤続別でこれ計算されてると思うんですよ。だから、その時々で構成で上がったたり、下がったりするちゅうのはこれは出てくるわけでございます。

ただ、要は、今の108.7、長与町ですね、これがそのまま100にしろということであれば、今総務省の平均給料月額がこれ、月額も発表されとんですかね、長与町の。それによりますと、平均給料月額が32万2,400円になっとなんですね。実際の支給額はこれにプラス手当がつくんですけども、プラス手当がついて、長与町の場合は平均38万9,665円という、総務省の発表ではなってます。平均年齢42歳ですね。

それで、これ実際にラスパイレ指数が8.7ですから、これで割り戻しますと、月間2万9,000円ぐらいになるんですよ、削減が。そうすると、約3万、3万で年間36万ぐらい。これにまた期末手当がリンクされますから、結構影響大きいんですよ、この削減が。そういう勘定になりますんで、やはりこの問題というのは非常に慎重に取り扱わないかなと、こう思ってます。

それで、今回、政府は7月から実施ということなんですよね、実施したいということで、それで、本来は4月からだったんでしょけど、やっぱり組合との交渉とか、それから条例の改正とかそういう手続が必要だということで、7月から決めたというふうに報道等では聞いてるんですけども、あんまり時間はないと思うんですよ。そうすると、この問題というのはいつ決められるのか、決断の時期がやはりもう急がないかということになるわけですよ。そういう意味じゃあ、いつごろ決断されるのか町長にお聞きしたいんですけども。

議長 長 （山口経正議員）
町長。

町長 （吉田慎一君）

これにつきましては、先ほど申し上げましたように、他の町長さんともお話をしております。したがって、他町とのことも考慮に入れながら考えをまとめていきたいというふうに考えております。

議長 長 （山口経正議員）
内村議員。

3番 （内村博法議員）

私の最新の情報では、政府はいろいろとこういう批判を受けてるわけですが、その中で、給与削減の見返りに地域の元気づくり事業っていうのを、地域活性化事業費ですか、これを自治体に配布するっていうのを打ち出してきてるわけですよ。もちろん、削減に協力しない自治体にはこういう元気づくり事業の地域活性化事業費は配布しないと、こう言ってるわけですよ。もちろん、今まで人件費削減にやってきた実績とかそういうのを加味して、こういう元気づくり事業の配分額を実際に決めていこうということで、最近の報道では私も聞いております。

この地域活性化事業というのがまだちょっと不明なところもあるんですけども、町長としては今現在、こういうのをどのように考えておられるか、お聞きしたいなと思ってます。

議長 長 (山口経正議員)

町長。

町議長 (吉田慎一君)

今の国が進めておりますのは、地域元気づくりっていうのは大体3,000億ぐらいだったと思います、定かじゃありませんけれども。地方交付税をほぼ9,000億ぐらい削減しまして、その分の中からの配分というようなことでございます。私どもは復興税っていうのをまた別個に払っておるといようなところがございます、そのあたりがどういう形になっていくのか、もう少し見きわめんといかんだろうなと思ってます。

議長 長 (山口経正議員)

内村議員。

3番 (内村博法議員)

この問題、まとめとして私はこういうふうに今考えとるんですけども、御答弁の必要はありません。

給与につきましては、やっぱり慎重に対応していただきたいなと。ちょっとこの削減額が大きいもんですからね。それから先に申し上げましたように、本削減に関してはいろんな批判があって、集約すると4点ほどに集約されるんじゃないかなと思うんですけども、先ほど言いました交付税使って政策を強要するには地方分権に反しますよと。それから、2点目、地方交付税を削減すれば、財政力の弱い地方自治体にも大きな悪影響が出ますよと。それから3点目、給与水準は自治体が自主的に決めるべきだと。それから4点目、地方も国に合わせろっていうのは乱暴であると。財政が厳しい自治体と、それから比較的余裕のある自治体を同等に扱うのは不満だと。集約するとそういう意見になるだろうと思います。

長崎県の県知事も同様な趣旨で記者会見等でおられましたですね。やっぱり給与削減は地方が先行して具体的な成果を上げてきたと。国がカットしたから地方もしなさいというような、議論の筋としてはおかしいのではないかということをおっしゃってましたですね。さらには最近では、地方交付税は地方固有の財源であると。だから、国が給与カットしてるから地方も行うべきであるとの理由、削減は、これはあってはならないと、こういった趣旨のことを述べられておられます。

こういったことも勘案し、それから先ほどのラスパイレスの指数も私自身もあんまり納得いかないところがあるんですけども、このラスパイレス指数で比較するというのが、一つは矛盾点があって、国家公務員の場合は給与のこのラスパイレスの中で、いわゆる高給のスタッフ、事務次官とかそれから局長とか審議官とか本省の次長とか、こういったのは入ってないんですよ。ところが一方、地方公務員は、部長とかそういうのが入ってるわけですね。大体こういうので比較すること自体がなかなか矛盾を抱えてるっていうか、

ラスパイレス指数の中でもですね。だから、あんまりこれをうのみにして高い安いっていうのもあんまり論じたくないんですけども、一つの目安ということぐらいで考えた方がいいんじゃないかなということで、私自身は非常に甚だ疑問を持ってるところでございます。

以上を考慮しますと、この給与削減というのは慎重にも慎重に、また職員組合とも十分に協議して結論を出していただきますようお願いいたします。

次の質問に移りたいと思います。

次の退職金ですけれども、この退職手当削減の要請も国から正式に町長の方に来ておられますかね。その内容をちょっと教えていただきたいと思いませんけれども。

議長 (山口経正議員)
総務課長 総務課長。

(古賀 洋君)
お答えいたします。

退職金の削減についても長与町及び長与町が加盟してる事務組合の方に同時になされております。

議長 (山口経正議員)
3番 内村議員。

(内村博法議員)

国家公務員の場合は、私が報道で知る限りは平成25年1月から実施と、約数%カット、それから平成25年10月から約11%か12%ですかね。最終的には平成26年7月以降約十五、六%と、こういう三段階で削減していくという話を報道等で聞いとるんですけども、こういった内容で来られるんですね。

議長 (山口経正議員)
総務課長 総務課長。

(古賀 洋君)
はい、おっしゃるとおりです。

議長 (山口経正議員)
3番 内村議員。

(内村博法議員)

この退職手当につきましては、御存じだと思いますけども、埼玉県職員の退職手当が国の要請を受けて、埼玉県は2月から実施したということですね。3月末の定年退職を待たずに駆け込み、自己都合で退職されて、学校では非常に後任の確保に困られたという、いわゆる駆け込みの問題が発生して、ほかにその影響があって報道されていまして。長崎県はこういう轍を踏まないということで、現在4月1日から実施という方向で検討中ということで聞いています。

それで、今、先ほど退職手当については県市町総合事務組合に委託しておられるということで、その結論待ちということでお聞きしてるんですけども、この県市町総合事務組合にいつから加入されておられるのか、それが

ら退職手当のこの組合の決定のプロセスは具体的にどのようになっているのか、そのあたりちょっとお伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

総務部長。

総務部長 (葉山義文君)

お答えします。

退職手当の市町村総合事務組合に今お願いをしてるわけでございますけれども、これは加入時期というのはちょっと今手元に資料がございませんので、お答えができませんけれども、組合の手当ができた時期から、当初から本町は加入をしてるということでございます。

それと決定のプロセスでございますけれども、これは先ほど町長もお答えをしましたとおり、今月の下旬に市町村の総合事務組合の議会が開催をされる予定になっておりまして、そこら辺で最終決定という形になるかということで考えております。(発言する者あり)

失礼しました。組合に加入の時期でございますけれども、昭和32年でございます。申しわけございません。

議長 (山口経正議員)

内村議員。

3番 (内村博法議員)

かなり長い、もう50年以上というか、そういう格好で本町もそういうことで退職手当については処理されてきたと。いわゆる共同処理という格好でされてきたんだろうと思います。

それで、もうこれ長年加入されてますから、今さらどうのこうのというわけではないんですけども、加入してるメリットっていうのは何かありますか。そこだけちょっとお聞きしたいんですけど。

議長 (山口経正議員)

総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

組合に加入しているメリットということでございます。先ほど総務部長がお答えしました昭和32年から加盟している、この時点では、まだ町村職員退職手当組合という組合でした。その後、平成8年に、今、議員さんもおっしゃられている長崎縣市町村総合事務組合というところがその事務を引き継いで、今対応をしていただいと。これいずれにしましても、市町独自で退職手当をする事務が軽減されるということ、及び退職手当に関する財源が全体でプールできますので、財政的な運営の安定化が図れるということがメリットになっておると思います。

議長 (山口経正議員)

内村議員。

3番 (内村博法議員)

確かにそういうメリットはあるんですけども、私が調査した限りでは、今、この市町村総合事務組合に入ってないところもあるんですよ。全部じゃ

ないです、県が。諫早市ですね、これはもう単独でやってます。それから、入っとっても長崎市と、それから佐世保市、大村市、これは条例だけは決めとるんですよ。いわゆる資金管理と支払い管理は総合事務組合に委託してるわけですね。そういう方法もとっておられるところがあるわけですね。

それで、私はやっぱりこの退職金というのは労働条件の一部でもあるし、それから賃金の後払いという性格も持ってるわけですね。そうであれば、やっぱり町独自の条例を制定すべきじゃなからうかと、こう考えているわけですよ。そうしないと、我々議員はノーチェック、アウトオブコントロールなんです。コントロールできないんですよ。しかも、この総合事務組合の議会は首長クラスが議員になっておられますよね。そうすると、もう行政主導でやられるわけですよ。やられると言っても過言じゃないわけですよ。我々議員はアウトオブコントロールですよ、コントロールできません。だから、そういう意味では、やっぱり長崎方式とか少なくとも条例だけは制定して、きちんと議会の監視に置くというのが望ましいんじゃないかなと、こういうふうに考えております。ちょっと私の持ち時間があんまりこれでかかるとなくなってしまうので、これはぜひ検討していただきたいなと思います。

私は、資金管理、支払い管理まですべて長与町でやれとは言ってません。しかし、やっぱりせめて条例だけでも単独でやっていただきたいなと思います。逆に言うと、先ほどこの総合事務組合の言い方、ホームページでちらっと見たんですけど、条例制定ができるから条例制定業務が省略できますよというのが向こうの売りになっとるんですね。だから、それ裏返せば、我々議会は何もできないということになるから、やっぱり監視機能を働かせないといけないと、こういうふうに考えてます。ぜひ、これもうちちょっと時間がありませんので、ぜひ検討していただきたいなと思います。

それから、住居手当は、これは議案が出てますんでもう審議の際に改めて質問いたします。よろしくお願いします。

それから、再任用制度につきましてお伺いしたいんですけども、長与町はこれまで再任用はなかったわけですよ、再任用の方はですね。そのなかった理由というのが希望者がいなかったのか、あるいは希望者がいてもいわゆる個々先議になってるはずなんですよ。その先議基準に当てはめられなかったのか、そのあたりちょっとお伺いしたいなと思います。

議 長 (山口経正議員)

総務部長。

総務部長 (葉山義文君)

再任用制度の今まで希望があったかどうかの質問でございますけども、今までにつきましては、確かに本町には条例自体は制定をしておったわけでございますけども、具体的な形で国の法もまだ改正をされておらずで、その具体的な運用方法も示されていないというふうな状況もございまして、今までにつきましては、定年退職をされた方につきましては、希望をされた方につきましては各館の公民館長とかそういう形をお願いをしたというふうな経

緯がございます。

今後につきましては、年金の支給開始とかなんとかそこら辺の問題もございますもんですから、近々国の地公法の改正あたりを受けまして具体的な通知もあろうかということで考えておりまして、そこら辺を受けましてから任用基準とか任用職種とか期間とか任用形態とか、そこら辺につきましては早急に体制を整えたいということで考えております。

議長 (山口経正議員)

内村議員。

3番 (内村博法議員)

再任用制、これは今後希望者出てくると思うんですよね。実際、無年金が発生すると生活苦しいですからね。昭和28年4月2日以降のお生まれの方がその対象になってくるわけですよね。だから、希望者はやっぱりもう生活苦しいですから出てくると思います。

それで、やっぱりこの再任用職員の受け皿、どのような仕事につかせるかとか、職務はどういうふうなのやっていくか。あるいは民間でもやってみることなんですけど、役職延長っていうのがあるんですよね。ただし、給料は下がります、役職延長でもね。だから、そういった措置が今後必要になってくるのではないかなと思うんですよ。だから、そのあたりも十分研究していかなければならないところであろうかと思えます。

それと、今月額表ですか、給料の、長与町の。その一番下に再任用の月額表が載っとるんですね、級ごとにね。そうすると、再任でフルタイムで雇われた方はどの級に当てはめていくか、どの職務をさせるかということで、金額が変わってくるんですね。例えば、今6級、7級が管理職としますと、その人たちが再任用で雇用するとなると、4級か3級か、そういう当てはめをしていかないかん。その職務の当てはめをしていかないかん。それと本当にそういうポストがあるのかどうかというのもまず前提条件になってくるだろうと思うんですけども、そういった問題は今後、今町長が言われたように研究会を立ち上げるということでしょうから、そういったのも研究されるということですかね。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田愼一君)

今、議員おっしゃるとおり、今後定年退職の問題と年金の問題というのは喫緊の課題でございまして、しかもこういった任についていただく場合、組織としてうまく運用できるかどうかという問題もあるんですね。そういったことも踏まえまして、いろんな問題が出てきておりますので、これは職場を越えて研究をしていきたいというふうに思っております。

議長 (山口経正議員)

内村議員。

3番 (内村博法議員)

これはもう答弁していただく必要ありませんけど、再任される方もやっぱり

り仕事の職位が変わる、下になるということも実際にはあり得るわけですよ。そうするとやっぱり気持ちの切りかえをしていただかないといかんわけですよ。それから、受け入れ先の職場の人ももう違った目で見ないで、自分たちの仲間だという意識で一緒に仕事をしていかないと、なかなか業務がうまくいかないというのも出てくるわけでしょうから、そのあたりが非常に運営上、ナイーブなところではあるわけですけど、よろしく願いいたします。

次、体罰ですかね。きのうもいろいろお伺いしましたけれども、今、教育再生実行会議というを政府が立ち上げて、聞くところによりますと体罰禁止を徹底して、部活動指導のガイドラインを作成するというような話で聞いておるわけです。今度は県の教育長、渡辺さんも県議会で教職員の体罰根絶に向けてガイドラインの作成を検討することを明らかにしているということやられているわけですけども、今まで長与町は何かマニュアルとかそういうふうな体罰防止に関して何かあったわけですか。

議 長 (山口経正議員)
教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

体罰防止のためのそれ専用のマニュアルっていうのはつくっておりませんが、例えば、スポーツ教室等については1週間に3日ですよ、時間はこうですよというふうに子供の練習過重にならないような、そういうふうな留意点という形でのマニュアルといいたしめようか、ガイドラインといいたしめようか、そういうのはつくってありました。でも、今度県もそういうのを示すと言っておりますので、私たちもそれに準じて、本町にあったそういうガイドライン等につきまして整備していく必要があるのかなというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)
内村議員。

3 番 (内村博法議員)

御答弁の中で、顧問が2人、それから外部講師ですか、外部指導者の方が2人ということ報告をされてると、体罰に関してですね。これ、この前93名でしたか、県が発表した。その93名の中に入ってるんですか。

議 長 (山口経正議員)
教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

県が発表したのは、35名が体罰を行ったと。そして、90何名というのはその被害に遭った子供の数と、そういうことですね。

私が先ほど2名と2名と言ったのは、あくまでこの議会であったからゼロじゃなかろうということで体罰じゃないかな、その中にはこれは違うなとか、いや、これ体罰じゃないかなと、そういうふうな判断をしておりますけども、そういう意味で4名で、県がしてるのは教員だけを対象とした数で35と上げてますので、今回につきましては本町の数は入っておりません。

議 長 (山口経正議員)
内村議員。

3 番 (内村博法議員)
それで、部活動がこの前、中学生ですか、84%という入部率になってるというふうにお伺いしたんですけども、これはやっぱり相対的に高い方なんですかね、長与町は。

議 長 (山口経正議員)
教育長。

教 育 長 (黒田義和君)
はい。教育活動の一環として位置づけておりますので、できるだけ入るように進めております。これは文化も体育も合わせたトータルの数でございます。

議 長 (山口経正議員)
内村議員。

3 番 (内村博法議員)
この部活動ですけれども、私は部活動本来の目的ちゅうのはどういうふうになってるのかということですね、お聞きしたいなと思ってるんですけども、今回の体罰事件をきっかけに改めて考える必要はあるんじゃないかなと、こういうふうに考えております。だから、ある人が新聞の投書欄に書いていたんですけども、部活本来の目的とは、本来、余暇を利用して、活用して、スポーツを楽しみながら人間形成を目指すものであるというふうなことを書いておられました。私もやっぱりそういう理念だろうなと、こう思っております。教育長はどのような理念を持っておられるか、そこをちょっと聞きたいと思えます。

議 長 (山口経正議員)
教育長。

教 育 長 (黒田義和君)
時間がありませんので、まさに今おっしゃったとおりでございます。そして、共通の集団として目標を持っていく中で、やはり勝利を目指すというところも、これは否定はできないし、それを今おっしゃったような、みんなで楽しく、そして目標に向かっていくっていう意味では、今、内村議員さんがおっしゃったとおり、私もそんなふうにとらえております。

議 長 (山口経正議員)
内村議員。

3 番 (内村博法議員)
それから、外部指導者のための部活動手引きを県は見直しということで、来年度4月から新しいのを配布するというのを報道等で聞いたんですけども、どういうふうな内容を見直されて、部活の手引きをこうされたのか、ちょっとその内容がよくわからないんですけども、把握されてる限りで結構でございますから、御答弁をお願いしたいなと思えます。

議 長 (山口経正議員)

教育長。
教育長（黒田義和君）
一番私が今でも課題であると考えてるのは、土日に一生懸命練習してきま
すね。そうすると、月曜日にはぼわっと疲れて、授業にも気合いが入ってな
いんですよ。こういうのをやはり考えないといけないのかなと。したがっ
て、一つの週をサイクルとした子供の生活の中で部活動はどうあるべきかと。
だから、余りにも熱が入り過ぎて子供が月曜日から疲労こんぱいの状態と、
これはやはりお互い慎まなければいけないのかなと、そういうのを一つまず
思いついたのはそこでございます。

議長（山口経正議員）
内村議員。
3番（内村博法議員）
今度また教師とそれから保護者ですか、調査を今計画されてるということ
できのうお伺いしたんですけども、4月に取りまとめるということで、それ
で教師と保護者、当然生徒も一緒にアンケート調査の対象になってると思う
んですけども、調査内容はそれぞれ違うと思うんですけども、そのあたりも
し答弁できる範囲で結構でございますけども、よろしくお願いします。

議長（山口経正議員）
教育長。
教育長（黒田義和君）
これは調査用紙は子供も保護者も共通で、親子さんでよく話し合ってこの
ペーパーに回答してくださいと。国は8項目ほど全国共通な質問肢をつくっ
ておりますけども、長崎県はそれに加えてあと3項目ほどあって、これにつ
いては後であなたに話を聞いていいですか、はい、いいえっていうふうな、
そういうのを長崎県独自に加えてると。そういうもので用紙は1枚ござい
ます。親子で話し合いをして回答してくださいと、そういうものでございま
す。

議長（山口経正議員）
内村議員。
3番（内村博法議員）
体罰につきましては、やっぱり、きのうも教育長述べられておりましたけ
れども、もう御答弁の必要ありませんので、体罰してはならないというのは
もうこれはだれしもわかってる話なんですよね。しかし、この体罰の弊害と
いうのは肉体的な苦痛もそうなんでしょうけども、子供たちが精神的なショ
ックを受ける可能性があるわけですよ。それで、あと子供の心がつぶれて
しまうと。それから自尊心も傷つけられるといった弊害があるわけですよ。
私が数十年前の幼少のころは、やっぱり体罰はありました。けど、やっぱ
り体罰の質がちょっと変わるとるんじゃないかなと思うんです。私が幼少の
ころはげんこつでこつんとやられたぐらいで、今は平手打ちで何発もたたか
れる、今回の大阪の例なんかね。ちょっとこれは悪質で、本来体罰はいかん
のですけど、しかしこれちょっと悪質だなと思いますよね。それと、今度の

女子柔道の告発問題、これもやっぱり柔道って本来礼に始まって礼に終わるわけですよ。礼儀作法を物すごくとぶわけですよ。そこで、事もあろうにオリンピックの選手が告発するちゅうのが、これはもう全くちょっと考えられないことだったもんですから、今回質問にも取り上げたわけですし、大阪の例は自殺ということになったわけでこの質問をさせていただきました。

それから次に、もう時間がありませんけれども、生活保護者、生活扶助費引き下げの影響です。これもやっぱり影響が大きいと思うんですよ、実際に発動されると。国会でもこれ議論になってました。政府がこういうの影響はどういうふう考えてるかという、生活保護世帯だけじゃないんですよ、これ。もういろんなところに波及していく問題であるわけです。NHKの受信料もそうですよ。新聞に書いてありましたよね。だから、低所得者層が非常に影響を受けるわけですね、生活保護者以外の低所得者ですね。

それで、あと時間ないんですけども、生活保護の中で、就職可能な人で就職できない人っていうのが結構いると思うんです。そういった生活保護の中ではそういった問題もあります。だから、こういったものを所管は長崎県が主体、福祉事務所が所管でなっていると思うんですけども、こういった問題もきちとやっぱりすくっていかないといかんと思いますね。

それから、先ほども申してましたように、これで終わります。

議 長

(山口経正議員)

場内の時計で、14時15分まで休憩します。

(休憩14時02分～14時15分)

議 長

(山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順8、堤 理志議員の 住民の立場に立った行政対応について、行政改革大綱の実施についての質問を同時に許します。

16番、堤 理志議員。

16番

(堤 理志議員)

それでは、質問をいたします。

住民の立場に立った行政対応について質問いたします。

地方自治体は、住民福祉の増進を図ることを基本とすることが地方自治法に明記されています。住民福祉、すなわち住民の幸せ、これを発展させる役割を担う役場の対応が住民本位に行わなければならないことは当然であり、議論の余地もないと思います。

しかし、長年継続している役場の仕事のあり方が住民の立場に立ったものであるか、ふだん着チェックをし、長年の慣習の中で住民の立場、住民目線で考える意識を見落としてしまっていないかを確認する、こうした作業は必要と思われます。特に生活福祉部は、生活をしていく上でさまざまな困難を抱えてしまった町民、弱い立場の人への対応などがあり、十分な配慮が必要だと思います。住民にわかりやすく、また安心して相談ができたり、対処がなされたりする環境になっているのかという点について質問をいたします。

2点目として、行政改革大綱の実施についてであります。

現在、長与町は、第4次長与町行政改革大綱が策定され、その実施計画に基づいて行動がなされているものと理解をしています。この中で、平成25年から実施している項目について、どのように具体化する計画になっているのかということについて質問をいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、堤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

1番目の御質問であります、住民の立場に立った行政対応についてでございます。国や県の事業が少しずつですけれども、町の方へ権限委譲という形で移行されているのが現状であります。長与町では、住民が目的とした窓口へ行けるようなシステムづくりをしていきたいと思っておりますし、現在、そういう形でやっておると思っております。

御指摘がありました1階の住民福祉部の窓口は、転入、転出、戸籍を初め、妊娠期を初め乳幼児から高齢者に対する福祉や医療などさまざまな対応が必要な窓口でございます。笑顔での対応を基本といたしまして、相手の方の話をよく聞き、お答えするように心がけ、住民福祉などの観点からの配慮ができるような配置を行っているところでございます。また、生活保護相談などプライバシーに配慮した相談に対しては、相談室を利用した対応も別途実施をしているところでございます。

今後も事務の多様化や事務量の増加が考えられますので、どの窓口におきましても住民目線での対処ができるような対策を講じ、住民が納得して帰られるような環境づくりにこれからも十分に心がけていきたいと考えております。

続きまして、2番目の行政改革大綱の実施についてお話をさせていただきます。本町では、昭和60年10月に最初の長与町行政改革大綱を策定し、その後、見直し、改訂を重ねて平成23年4月に第4次長与町行政改革大綱を作成をいたしております。現在の大綱では、具体的な取り組みとして、一つ、事務事業の見直し、一つ、組織機構の見直し、一つ、定員管理及び給与の適正化、一つ、人材育成の推進、一つ、財政の健全化、一つ、地域協働の推進と行政の透明性の確保というこの6つの基本方針を掲げておるわけでございます。また、大綱を着実に実施するための指針とする実施計画は、大綱に掲げる基本方針を具体化し、計画的な推進を図るため、各所管ごとの行政改革に関する取り組み予定について、全庁的に取りまとめた内容で構成をしておるところでございます。

この実施計画に係る取り組みの進捗状況につきましては、当年度の実施状況及び次年度の実施予定について、年度末に全庁的な調査を行っておるところであります。したがって、平成25年度から実施としております項目につきましては、各所管におきまして、計画策定当初の取り組み予定をもと

に取り組みの進捗状況を調査、分析し、外部有識者で組織する行政改革推進委員会の御意見などをお聞きいたしまして、計画的な実施に向けて努力をしてまいっておるところでございます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤理志議員)

それではまず、住民の立場に立った行政対応という点について、再質問をいたします。

冒頭、役場の住民に対する対応ですね、接遇という点について、全体的には私は非常に意識的に非常に丁寧になかなかなされているというふうに理解をしております。私自身も1人の長与の町民として、また、議員としてもいろんな職員さんとやりとりをさせていただきますが、基本的に非常に丁寧な対応、またほかの町民の方との対応を見ておりまして非常に丁寧な対応をなされているというふうには思っております。したがって、今回の質問は職員さんの対応が悪いという、そういう意味ではございません。システムとしてこれではどうなのかという点がありましたので、今回一般質問をさせていただきます。

特に、実は生活福祉部関係の福祉課、そして健康保険課のところにあります窓口については、私はもう少し何らかの改善策が必要ではないかというふうに感じております。その理由についてなんですけれども、福祉課、そして健康保険課というところは、まさに住民の方々の生活、暮らし、そして命に直接かかわる非常に重要な部署だというふうに思います。もっと言えば、きのうまで健康だった人が突然の事故、突然の病気で障害を負ってしまったとか、そういう突然病気にかかってしまう、そしてそういった障害者としての認定を相談に行かなければならないという事態に立ち至ったり、またこの昨今の不況の中で大変な生活困窮の中にあるそういう生活困窮の相談、さらには国民健康保険の国保料の支払いの猶予云々かんぬんと、そういった相談などもあっているのかなというふうに感じておりますが、まず1点目として、その対面カウンターの今現状、こういったそういった相談が頻繁にあっているのかどうか、まずこの点について確認をさせていただきたいと思っております。

議長 (山口経正議員)

生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)

議員さんの御質問にお答えいたします。

私ども生活福祉部の窓口は、先ほど町長が申しましたように、乳幼児から高齢者までいろんなパターンでの御相談を受けております。今、議員さんがおっしゃったように、福祉部につきましては、保育所関係とか障害者関係、また生活保護関係、そういう部分を扱っておりますし、健康保険課の方では乳幼児の問題から検診のこと、年金と国民健康保険、また介護保険につきましては高齢者のそれぞれのいろんな申請等を受け付けるような窓口をさせていただいていると思っております。

議 長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)

そういう状況で、時々そここのところを通行しますけれども、非常に忙しいときもあるみたいで、いすの後ろにもう一つ待合席もあるような、そういった状況であるというふうに理解をしております。

こういう健康上のこと、それから生活困窮の相談というのは、私は非常にプライバシーですね、個人情報もそうですけれども、生活実態上の問題もありますので、そうしたプライバシーに非常に十分配慮をするということが必要でありますし、また状況によりましてはその対応に一定のかなりの時間を要するような場合も発生するのではないかとというふうに思います。

そこで質問をいたしますけれども、その対面カウンターでの対応、それとは別に介護保険課のところにはパーテーションで仕切った相談室が4つか幾つがあります、3つ、4つですかね。そういったところでの相談ということがあると思いますが、1つは相談室を活用するというのはどういった場合に、先ほど生活保護の場合はそういった相談室を活用するという話もありましたが、そのあたりのこう、どういったケースではそっち、どういう場合では対面カウンター、このあたりは現状、どういふふうな仕分けがなされているのか、この点をお伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
生活福祉部長。

生活福祉 (田島弘明君)

部 長 お答えします。

先ほど町長の述べましたように、生活保護関係はもう窓口に来た時点でこちらの方のパーテーションをした部屋の方に案内をさせていただいております。そのほかとしましては、やはりいろんなお子様の発達関係の分の御相談があったときなんか、やはりお子様連れですとなかなかカウンターでお話しできないような形とか、あとは健康上の問題に御相談に来た場合とか、納税相談もちょっと多額なものとか、そういうときに利用させていただいております。

議 長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)

実は、長与ニュータウンに在住の町民の方、60歳を超えた女性の方なんですけれども、この方が障害者手帳を申請に行ったところ、カウンターのところに備えつけられておりますいすのところに座って説明をいろいろ受け、そしてわからないときにはそれに対する質疑応答を繰り返し、それに必要な書類が何枚も記入しなければいけないという状況があったということで、窓口に行ってからそういったやりとりが完了するまでに相当な時間がかかったという状況があったそうであります。その方は実は病気をしまして手術をして、さほど日が浅いという状況の中でその窓口に行ったということもありま

して、このやりとりの時間が非常に肉体的にもう困難をきわめたということだったそうです。

私考えますのは、多くの町民の方は相談室、個室があるということも御承知、御存じでないというふうに思いますし、そうした非常に体が弱っていらっしゃるような方々、あるいは高齢者の方にあのいすのところ、背もたれもないいすのような状況の中で、非常に長時間にわたってのいろんな案内といえますか、そういった事務をされるというのが非常に大変だということ、私もその方から聞きまして、ああ、本当そうだなということで私も感じました。

例えば、もう役場に相談に来られた方がちょっときつから背もたれのいすがないかなというのは心の中で思っても、なかなかそういうことは言い出すことはできませんので、やはりそういったことに対する配慮というものも非常に必要じゃないかというふうに思います。

それから、そうですね、そして、例えば私感じましたのは、一つは高齢者の方、そして障害の認定を受けたいというような方々、そしてやりとりに一定の時間を要する方、そしてプライバシーに非常に配慮しなければならない。先ほど言いました、例えば発達障害のお子さんの相談とか保育所の関係ですね。あるいは生活保護の相談、こういった場合は住民の要請によるんじゃないかと、まず役場の方から、そういった場合には、先ほど生活保護を中心に言われていましたけども、そういったその他のケースについても個室、相談室というのを利用するような、そういう一定拡充といえますか、利用の拡充というか配慮、そういったものが前向きに検討ができないものかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)

そういう事例があったということにつきましては、本当に御迷惑をおかけしたと思います。ただ、私ども窓口の方も相手方とお話をさせていただく中で、やはり相手の顔色とかを伺いながら御相談の内容とか時間の配分等もなるべく一生懸命判断できるようにということで指導をさせていただいております。

先ほど議員さんがおっしゃったようなことに関しましては、やはりその内容によりまして、プライバシーができるようなお部屋の方に行ったり、ロビーの方に机があるいすがあるんですけども、そちらの方に御案内して、そこでお話を聞いたり、書き込みをさせていただいたり、そういうふうなことも努力しておりますし、また先ほど言った待合のいすの方で健康相談のお話を座って一緒に聞くというようなことで、職員としてもなるべく相手の立場に立ったことをやってはおります。ただ、やはり相手方さんの顔色がちょっと見えないといったこともあったと反省をさせていただいております。

議 長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)

ちょっと今の答弁じゃ、今後改善するのか、それとも現状のやり方のまま踏襲するのかというのがよくわからんわけですよ。

私も存じ上げてるのは、障害のある方からのたしか要望、要請にこたえていろんな配慮をされて、ロビーのところにそういった車いすの方でもできるようないろんなやり方をしたりとか、いろんな努力をなさってるのというのはよくわかりますし、それも含めてですよ。それも含めて、やっぱり私が今言ったような、高齢の方で長時間座ってるのは厳しいだろうなという方については、もう少し、例えば背もたれのある方のいすに誘導するとかそういう配慮ができないかということをお聞きしてるんです。それはいかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)
生活福祉部長

(田島弘明君)

申しわけございません。今、議員さんがおっしゃったように、そういうときには座りやすい方向に案内するし、今言われましたけれども、背もたれのあるいすを、ちょっとあそこ廊下が狭いもんですから大きい分はできないと思うんですけども、背もたれのあるいすをカウンターに最低1つずつぐらいは準備をしてみたいと考えております。

議長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)

ぜひそういう方向で、いい窓口にしていく努力というものをしていただきたいというふうに思います。

それから、その方と話したときに、例えばその窓口あたりで、例えばこういうふうにしたらもっといいというものがないのかというようなやりとりもさせてもらって、その中でこんなのはどうかというのを本人さんから、こんなのはどうかというか、本人さんが実感に基づいて要望されたことではあるんですけども、もう一つが非常に声が聞き取りづらいという問題があるそうです。役場の職員さんも非常に気を使ってマスクをされて対応するという状況があるそうなんですけれども、やりとりの相手方の声、職員さんの声が聞き取りにくいという問題があります。

ちょっと調べてみますと、一般的に静かと言われるのが50デシベルという基準だそうです。これは非常に静かな事務所が大体50デシベルというふうに言われております。60デシベルを超えますとやかましいという段階に入るそうで、騒がしい事務所というのが大体70デシベルぐらいがそういう状況だそうです。

生活福祉部の事務所を調べてみますと、非常に人との対応もしょっちゅうやっておりますし、電話が鳴ったり、あるいは職員さん同士の事務連絡、会話のやりとりがされておりますので、恐らくこの生活福祉部の事務所においては70から60デシベルぐらいはあるんじゃないかというふうに感じております。これ計測したわけじゃありませんが、この基準を見てみますとそうい

う状況かなと思います。

そういう状況を前提で考えていただきたいのが、プライバシーに配慮していろいろ相談をするときに、後ろの方にもいろんな待っている方、町民の方がいるという状況の中でいろんな生活困窮の相談ていうのを、やっぱり余り大きな声で人に聞こえるような会話にはしたくないというのが町民の率直な気持ちじゃないかと思います。かといって小さい声でしゃべってもなかなか対応が、言葉の意思疎通もなかなかうまくいかないという状況もありますもんですから、この方が提案されたのは、集音器というものがあるそうです。集音器とか助聴器というものがあるということで、こういったものが窓口の方に準備ができれば非常に助かりますけどということがありました。ちなみに補聴器というものもありますが、補聴器というのは医療機器ということで保険の対象ですし、その方その方の個々の状況で利用するというので、補聴器ではなく集音器、助聴器、そういうものがあるということで、これが検討できないかという話がありました。

そして3つ目に老眼鏡ですね。いろんな窓口に行きますと老眼鏡を設置している、銀行さんなんかよくありますけれども、老眼鏡を置いているという状況があります。老眼鏡というのはふだんはかけていなくて、字を読んだり書いたりするときにかけますもんですから、ふと役場に行ったときに持ってはいかない、うっかり忘れるということもありますもんですから、やっぱりさっと、うっかり忘れた方にも渡せるようにそういう提案がなされました。特に、役場の書類については字が非常に小さいもんですから、これがあると非常に助かるんじゃないかと思います。

以上、集音器、そして老眼鏡等の設置について、これは今すぐやりますとはなかなか言えないかもしれませんが、検討できないものか、これ町長いかがでしょう。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

老眼鏡についてはたしか置いてると思います。私も見たことがありますので置いてると思います。ただ、数が足りないということであれば、もちろん準備をしたいと思います。

それと、集音器というのがどういうものが、ちょっと私理解をしておりません。どういうものはちょっと御説明をもう一度お願いできればと思っております。

議 長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤理志議員)

集音器というものは、一般的によく有名なのが補聴器というものがありますよね。要するに、耳の中に入れて声を聞き取りやすくするというものがあるそうなんですけれども、これが医療器ということで、例えば病院、医療機関にかかって正式な手続を持ってやらなくちゃいけないというものなんです

が、さっき言いますように、ふだんは補聴器をするまでもないけれども、騒がしい役場の事務所の中でやりとりをするのに、あんまり大きな声でしゃべりたくないような、ちょっと慎重に扱わなければいけないような個人情報とか生活上の情報のやりとりするのに集音器というのがあるそうなんです。

要するに、私も詳しくは、私ももちろん使ったことはありませんが、知りませんが、その方から私いただいた手紙があるんですけれども、この方がそういうものを調べて、いわゆる補聴器ではないけれどもそうした声を聞き取りやすく、要するに、相手がしゃべった声を聞き取りやすくする機器があるそうです。これ集音器というそうなので、これ恐らくいろいろ種類があるんじゃないか、メーカーもいろいろあるんじゃないかと思しますので、今、逆質問されましたけれども、ちょっとこれはぜひ調べていただいて、そういうものがあるということですので、もし活用できれば1つや2つあったら非常に町民の利便性からいえば、非常にこれはいいんじゃないかなというふうに思いますので、これは提案として申し上げた次第です。検討できないかどうかですね。

議 長 (山口経正議員)
町長。

町 長 (吉田愼一君)

どうも済みません、質問いたしまして。

わかりました。それはちょっと研究をいたします。私は皆さん方に集まっていただけのような長与町役場にしたいと思っておりますので、そのあたりは十分検討しまして、今、部長の方から申し上げましたように、背もたれのいすとか、ただ、部屋の確保っていうのはちょっとスペースが限られてますので、どういう形でしたらいいのかを踏まえて、皆さんが集まっていたいで相談しやすいようなことをもう一度検討してまいりたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)

私にまず相談があった方からの文の中で、いろいろ、私は思いも寄らぬことで障害者手帳をいただくことになりました。私も実は存じ上げてる方で、非常に健康な方でかくしゃくとした方なんですけど、もう本当、詳しいことはわかりませんが、そういう突然障害を負うということがあります。その方も思いも寄らぬことでそういう障害者手帳をいただくということになったということで、いろいろ感じたことを書いた上で、長与町の福祉課を心優しいコーナーにしてくださいという、そういう思いで、決してクレームを求めているわけじゃなくて、よりよい役場になっていただきたいということでそういう私に相談もありましたので、これはぜひ議会で町長にも知っていただきたい、よい窓口にしていただきたいということで、今回取り上げさせていただきました。非常に前向きにやっていきたいという答弁もいただきましたので、これで終わりたいと思います。

次の2点目の行政改革大綱についての質問に移りたいというふうに思いま

すけれども、本来の行政改革というのは、私は住民サービスがどのように向上したのか、また住民サービスをどのように向上させようとしているのかという、そういう目標があってしかるべきで、サービスの向上の結果が行政改革の評価になっていかなければならないんじゃないかっていうことが私の持論であります。したがって、今回の質問は、住民サービスの視点から質問をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど答弁をお聞きいたしますと、各所管の方で努力をしているという状況でありましたけれども、ちょっと具体的なものが出てきませんでしたので、私は長与町のホームページの中で、この行政改革大綱実施計画というものがアップされておりましたので、この中で平成25年度に実施と書かれているものが5点、6点ほどありますので、ちょっとその点についてお伺いをしていきたいと思います。

まず1点目の公共サービスの見直しというところの文書管理について、これを国に準じた運用の見直しを平成25年から計画では実施というふうになっております。この公文書の管理について、先ほど同僚議員も質問をいたしましたけれども、よくわからないのが、現状の町の管理と国に準じた運用の違いといいますか、そしてこれを国の運用の方に合わせた場合にどういった利点がある、このあたり、住民サービスとあんまり関係ないのかもしれないかもしれませんが、ごくごく簡単でも結構ですので、何かわかりやすいものがあればお示しをいただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
総務課長 総務課長。 (古賀 洋君)

お答えいたします。

議員さんもおっしゃったように、先ほどの一般質問にも絡みがありますが、国の方で法律を定めたということは、もう先にそういう準備を、制定をされたんですけど、その法律の中で地方公共団体に同じような取り組みを求めているわけではございません。あくまでも国の管理上の問題ということになってます。

ただ、当然のことですが、我々が今取り決めをして管理をしている管理のやり方が本当に妥当、適正なのかどうかっていうのは当然国の法律等のにらみながら検証すべきものと考えております。そういうことから、25年度には検証結果を反映させた形で文書管理について運用の見直しをやりたいということで、予定をいたしております。

議 長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤 理志議員)

ですから、この表を見ますと、23年、24年で検討して25年実施ということなので、計画からいきますと2年間ほど検討されてるんですね。ですから、この見直しによってどういうメリットといいますか、こういうふうに改善して、例えば役場の事務の効率化なりこういう利点がありますよという

議長 ようなものはなかなかないものなのかどうか、いかがでしょうか。
 (山口経正議員)
 総務課長 総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)
 ちょっと先ほどの答えが不十分でした。申しわけありません。
 国に準じた見直しを行った場合、先ほどの一般質問にありましたように、より適正な文書管理を徹底するということになるかと思えます。それがひいては住民サービスの向上につながっていく。例えば、廃棄してはいけない文書が廃棄されてるとかそういったことを極力なくしていく、その決まり事を改正することも当然その一つではございますけども、保存年限の今定めてる、これは3年ですとかこれは5年ですとかということ自体も見直していくということで、より緻密な対応をしていくということになるかと思えます。

議長 (山口経正議員)
 堤議員。

16番 (堤 理志議員)
 この問題は、非常に事務の実務上の問題ですので、私もとやかく言う必要はないかと思えますが、書いてありますのでお伺いしました。
 2点目、電子自治体の推進というところで、25年度実施というのを見ますと、災害時など携帯電話やモバイル端末を利用した情報の提供というふうに書いてあります。これにつきましては、たしか今年度にいわゆるメールでいろんな防災情報を発信する、そしてフリーダイヤルによってその情報を知ることができるというものがありますが、このことなのか、それともほかにあるのかどうか、この点はいかがでしょう。

議長 (山口経正議員)
 総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)
 まず、今、議員さんがおっしゃった防災行政無線の放送内容をフリーダイヤルまたは登録メールでお知らせするというシステムは、完成いたしてあります。それとは別に携帯電話会社が提供するサービスもございます。それについても取り組みをいたしておりますので、そういったものを意識した形でのこの目標設定になっております。したがって、24年度中には実施状態に移っているというふうに我々は認識いたしております。

議長 (山口経正議員)
 堤議員。

16番 (堤 理志議員)
 私は非常にあれはよかったなと思っております。そして、ちょっともう一つ踏み込んだ提案をさせていただきますと、今、長与町はミックンのフェイスブックというのを開設いたしましたよね。それともう一つ、今よく利用されているSNSでツイッターというのがありますけれども、このツイッターによってそういうまちのいろんな情報をお知らせするという、そういったものはできないものかというふうに思います。

フェイスブックについて、私が何人かの方とお話をすると、フェイスブックを利用されない方々が結構いらっしやいまして、その方が何でかということをお聞きすると、自分の実名を出して、そして自分の個人情報をインターネット上に公にすることに対してまだまだ抵抗感を感じると、実は役場の方でもそういうふうと思うという方もいらっしやいました。ですから、フェイスブックってというのは一定非常に利点もあります、メリットもあるんですけども、今度はまだまだ、ちょっと実名を出すまでには抵抗感があるよという方についてはツイッターというものの方が、これは匿名性がありませんけれども、これも利用して、恐らくいろんな自治体ももう既に組み込んでおりますけれども、これでしたらもっと気軽に町の情報を積極的に取り入れるという方もいらっしやる、もっとたくさんのフォロワーといいますか、そういう方も出てくるんじゃないかと思えます。

一つ例にとらせてもらいますと、私実はツイッターをやっておりますけれども、1月のインフルエンザが非常に流行した時期がありました。そのときに長与町の福祉の病児保育というのがありますよね。長与町のホームページの病児保育の案内のページを自分のツイッターに張りつけて、長与、時津の方はこういう制度もありますよということでツイッターでつぶやいたんですけども、ありがとうございましたという連絡がありました。そういうふうな、その時期、その時期に応じたいろんなまちの情報を発信するというように活用できますし、非常に有効性が高いんじゃないかと思えますが、もう一歩踏み込んだそういった活用ができないものか、このあたりはいかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)
政策推進課長。

政策推進室長 (松添高明君)
お答えいたします。

フェイスブックについては議員さんおっしゃるとおり、ミックンの個人的なフェイスブックというふうな形でしてはいるんですが、町全体となるとやはりいろんな問題点もございますので、今のところそういう対応でさせていただいてはいるんですが、そういう中で町の情報も発信できているというふうには思っております。

ツイッターの方も当然、十分情報発信には有効なものだというふうには考えております。そこにはやはり対応というのでも考えていかなければならないと、そういった問題点もございますので、十分そういったところでも考えながら、検討しながらやっていきたいというふうには思っております。

議長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)

ぜひ今後検討をしていただきたいというふうに思っています。

次に、定員管理及び給与の適正化というところの給与の部分で、職員の能力、実績をより重視した給与体系の確立というところが、23年度、24年

度検討し、25年度実施というふうに書いてありますが、これもやはりこういう形で25年度に実施をなさるのか、これが実質的に能力、実績重視の、実質的にこれは給与の抑制というものを念頭に実施していくお考えなのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)

総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

ここでうたってまず職員の能力、実績をより重視した給与体系の確立という項目につきましては、抑制を前提にということでは決してございません。ここでイメージしてるのは、人事評価を今実施しておりますが、そういうものを給与体系の再構築の際に反映させていくことを研究する、検討するというところでございます。

議長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤 理志議員)

給与の抑制を考えてるわけではないということですね。これは理解いたしました。

実はちょっと私も気になったんですけども、平成20年の6月の、当時葉山町長の施政方針の中で、年功による給与上昇を抑制するためにそういった人事評価をつくって、一部職層で実施していくということが出されました。私これについて、その後の6月議会で一般質問を行いました。というのが、ちょうどこの時期はいろんな民間の企業が成果主義ということでそういったものを取り上げてやっていった中で、実は成果主義というものがねらいどおりに機能しなかったという実態がありました。

経済産業省が民間の成果主義導入の企業を研究したのがあります。当時、この6月議会で私も取り上げたものですが、**「人材マネジメントに関する研究会」**報告書というものがあまして、当時のやりとりの控えなんですけれどもこの中には、本来成果主義が達成すべき効果が得られず、働く人の納得感の低下や組織力の低下などが認められたというふうに指摘されているということで、そういったものを取り上げても私が非常に危惧するのは、これ、実際そういう目的でやったと言いながら、働く人の士気が低下したり、個人プレーに走ってチームワークが乱れていくというような問題が発生しましたもんですから、これは問題じゃないかっていうふうに一般質問で取り上げました。そうしますと、当時の部長は町長の施政方針のちょっと一部変更といいますか、軌道修正しまして、給与上昇を抑制するというそういう目的ではなく、能力、勤務態度を重点的に考えていきたいと、こういうふうに町も姿勢を変えました。

ですから、今回は給与の抑制が目的じゃないということですので理解をいたしますけれども、非常にこの辺の取り扱いが慎重にしていかないと、実績主義、成果主義といいながら、だれが評価するのか、その評価に対する本人が納得いくもんならいいですけども、これだけ頑張ってるのに評価さ

れないということになりますと、職員の意識の低下、それがひいては行政サービスに影響を与えていくということで、私はここは十分慎重な対応が必要じゃないかということから取り上げさせていただきました。

次に、財政の健全化のところの町税のコンビニ納付の導入等の整備ということで、これも23、24が検討、25年度から実施ということでなっておりますけれども、これ実施されるのかどうかですね。もしされるということであれば、こういった税の種目、それから実施時期とか、このあたり構想があればお示しをいただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
収納推進課長。

収納推進 課 長 (村山政秀君)
お答えします。

このコンビニ収納の件につきましては、さきの12月議会の折にも御説明したと思いますけれども、このシステムにつきましては今度の次年度からたしか基幹システムの変更に合わせて導入を検討するというので、現在考えております。

それで、対象する税目としましては、普通税、固定資産税、それから住民税、それから軽自動車税、それから国民健康保険料を一応考えておりますけれども、これにつきましては各担当の所管の税務課あるいは健康保険課とも今後協議して、あとまた情報管理課とも今後協議していく必要があるんじゃないかということで考えております。

開始時期はその協議の過程で、ちょっと今現在いつからちゅうのは申し上げられませんが、なるべく早い時期にできるように検討したいということで考えております。

議 長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)

実施計画によりますと、25年度実施となっておりますので、当然25年度の冒頭実施という状況じゃないというふうに理解をいたしましたけれども、25年度中にはもう体制を整えたいというふうな一定のめどといたしますか、そういった目標はどうなっているのでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
収納推進課長。

収納推進 課 長 (村山政秀君)
一応関係各課で来年度中には一定の方向性を出すということで考えております。

議 長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)

次に移ります。

地域協働の推進と行政の透明性の確保というところで、ここでも25年度

実施というものが1項目あります。それが高齢者や障害者の災害弱者の安全安心を確保するため、早期の避難誘導を支援するためのネットワークづくりを推進する、これを25年度実施となっておりますが、これについてもう少しわかりやすく御説明をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

お答えします。

現在、町の方で地域福祉計画を策定しておりますが、それに基づいて社会福祉協議会の方で活動計画というのを策定してます。それで、23年度から一応高齢者見守りの補助事業を使ってモデル地区を設定して、24年度現在で6自治会となっております。そのモデル自治会をベースにして、そういったほかの自治会にその制度を広めていこうと考えておりますが、その辺をある程度まとめて、ネットワークづくり、連携を図っていこうと考えております。

それで、済みません、一応、現在高齢者をベースに進めておりますが、それが結局災害時の弱者等の、障害者も含めたところで町全体に広げるように考えております。

議長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤理志議員)

これについては、最近やってる見守りの今まで3自治会モデルでやって、また今回3自治会、あの計画のことなんですかね。

議長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

そうでございます。

議長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤理志議員)

了解いたしました。

そして、ちょっと最後にお伺いしたかったのが、公正の確保と透明性の向上というところで、これ実は25年度じゃなくて24年度のところになっているんですが、議会に上程した議案の概要の公表を検討ということが書かれてあります。これが上程した議案の概要の公表というのは、現時点ではなされていないというふうに思いますが、これはどうして滞っているのか、この点はいかがでしょう。これは総務の方でしょうか。

議長 (山口経正議員)

しばらく休憩します。

(休憩 時 分 ~ 時 分)

議長 (山口経正議員)

会議を開きます。
 総務部長。
 総務部長 (葉山義文君)
 議会に上程した議案の概要の公表を検討ということで記載をしておりますけども、この件につきましては、今現在、議会だよりに載せていただいております、実際、町の方では公表を現在してないということで、議会の方でしていただいとるということで理解をしております。

議長 (山口経正議員)
 堤議員。
 16番 (堤理志議員)
 これは議会が提案する、例えばいろんな議会提出の議案については我々の責任ですが、執行部提出の分については執行部の権限で公表して構わないんじゃないかなというの、私思ったのが、ここで上程した議案の概要の公表となってるんですが、実は県とか長崎市あたりについては、恐らく上程する前に執行部としてこういう予算案なり方針なりをってということで、広く住民の方に前広にそういう情報を発信をなさってるわけなんですよ。ですから、私言いたいのは、上程した議案じゃなくて、上程前にですよ。県や市ももう既にやってるし、国においてももう予算案なんかは早目に住民、国民に知らせているわけですから、そういったことはもっと住民に情報公開という点でも、またいろいろ最近傍聴の方も非常に多いんですけども、そういう議会とか町政に関心を持っていただくという点でも非常に有効じゃないかと思いますが、こういうことができないものかどうか。このあたりはいかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)
 副町長。
 副町長 (浜野哲夫君)
 議会前に公表をという話ですけども、この辺は逆にいかなものかなという気がしております、やはり議会にまず提案をして、その中で公表していくのが筋じゃないかなというふうに考えておりました、議会の理解をいただければ公表やぶさかではないというふうに考えておりますけれども。
 それから、先ほどちょっと答弁しました議案の関係ですけども、総務部長が言いましたように、議会だよりに載ってるからというじゃなくて、うちの方ではもう現在やっておりませんでしたので、今言われました、議会前にそういう公表をしたらどうかということと含めて検討をさせたいというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)
 堤議員。
 16番 (堤理志議員)
 議会前にするのはいかがかという話でしたけれども、実際問題、もうほとんど国なり、県なり、市なりがもうこれは当然のこととして、我々は住民のために存在してるわけで、我々が先で住民は後回しとか、あんまりそういう

順序立てる必要もないんじゃないかというふうに思いますので、その辺も含めて今後、もう少し検討して……。

(「 してください」の声あり)

16番 (堤 理志議員)

はい、ちょっと検討をして、議会の立場もありますけれども、検討していただきたかったと思うんで。

それから、質問については以上なんですけれども、今回、この行政改革の内容について具体的なものをお伺いをしましたけれども、私はそもそものスタンスとしては、国が主導してきた地方自治体にこうやれということで行政改革をやれというやり方ですとこの間やられてきたやり方については、いろんな角度から問題点が多いんじゃないかっていう立場で指摘をさせていただいております。

もちろん、いろんなコストを削減するということが全部だめだというふうには全く思っておりません。地方自治法の中でも、最小の経費で最大の効果を上げるようにやれということがうたわれておりますし、むだなむだ遣いは当然いけません。しかし、以前の行革であります集中改革プラン、これを全国的にやられましたけれども、まさにこれが構造改革路線に立って民間委託、そして指定管理者を推進し、職員の数と給与の削減、成果主義、こういったことが大々的に全国でこの間行われてきました。こうした手法で進められた結果、有名になった事件で言えば、埼玉県ふじみ野市で公営プールで管理を民間のアルバイトに委託して、アルバイトの方がどういう責任感を感じてされたか知りませんが、残念ながら吸水口に子供が吸い込まれて痛ましい結果になったり、あるいは建築確認の事務を民間に開放した結果起こったのが、私は耐震偽装の問題ではなかったのかということで、本来行政が果たすべき公共の安全性とか、あるいは住民サービスについての公的な責任があいまいになってしまった、そういう弊害が私にはあったということについては、こういったことから、我々地方の自治体も苦悩した行革のあり方というものはどうあるべきかということをしかりと見ていかなければならないというふうに思います。

また、職員の抑制については、公務員の皆さんも非常に少ない職員さんの中で、これ全国的な傾向ですけれども、非常に重い責任が少ない人数の中にかかってくるということによって、公務員のメンタルヘルスの問題というのが非常に問題化いたしました。私も非常にその点については心配をしているんですけれども、長与町の行政改革大綱、手元にありますけれども、これを見ますと、民間委託の推進というところがあります。この説明文の中で、行政責任の確保、そして住民サービスの維持向上等に配慮しつつという言葉がうたわれているんですね。私はここの文言がしっかり入っているということについては、非常に評価できるんじゃないかと思います。これがあるのとないとじゃ、非常に大変な問題、違いがあるというふうに思います。

冒頭にも申し上げましたけれども、行政改革そのものが住民サービスや、あるいは安全安心を拡大していく、そういう目的のものであるということ、

議 長 長 (山口経正議員)
町長。 町長 (吉田慎一君)

非常に今の議員おっしゃることは広範囲にわたりますので、1点、人材育成ということに絞って、これがどういう形で行われているかということもちょっとお話を、言いたいと思うんですけども、まず、職員の給与の問題が出ましたけども、その中で出てるのが人事評価制度というのを先ほど所管の方で申し上げましたけども、これは人材育成というのと絡んでくるわけでありまして。1次考課者、2次考課者、3次考課者とあるわけですね。1次考課者は課長、2次考課者が部長、3次考課者が特別職というようなことになりまして、それは1年を毎日、こういった形についてどういうふうな形で取り組むかということが上司と部下がきっちり顔を合わせて話し合うと、これを1年間お任せしたいと、自分はこれをしたというふうな形で、そういった形の話をしていっていきたくて、そこで、君に期待してるのはこういうことを期待すると、これをもう少し伸ばしてほしいというふうなことのやりとりの中で、人材育成というのも行われてると思うんですけども。だからそういった面で、私はこういったものがより高く機能できるように、それがひいては住民サービスになるということになってくると思いますが、民間委託制度につきましても、今申し上げましたように、議員がおっしゃったように、あくまでも歯どめがあって、それを我々が十分承知した上で管理した上でやっていくということは、十分に関知してやっていきたいというふうなふうに思います。

それと、こういった行政改革大綱というのは、あくまでもやっぱりこのまちの行政システムっていうのがスムーズにやっていけると、非常に効率的に、かつ適正になされているというのを我々としても、その年次を通して確認をしていくという意味合いもあります。それを皆さん方に御報告するときにおきまして、やはりこの件についてはここまで計画的に進んでるよというふうなことも申し上げられますし、また町民自身のインセンティブを高めていくという意味においても重要ではないかというふうに考えております。

議 長 長 (山口経正議員)
場内の時計で15時30分まで休憩いたします。
(休憩15時15分～15時30分)

議 長 長 (山口経正議員)
休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。
通告順9、分部和弘議員の 学校の安全対策について、安全安心なまちづくりについての質問を同時に許します。

5 番 (分部和弘議員)
皆さんこんにちは。きょう最後の質問となります。しばらくおつき合いをお願いいたします。

それでは、早速質問をさせていただきます。

1点目、学校の安全対策について。

子供が安全に安心して通学し学ぶ環境は、自治体が第1番目に全力を尽くして実現しなければならない重大な事項であります。今回、文科省、国交省、警察庁が連携して、通学路の交通安全の確保に向けた緊急合同点検を行いました。学校の安全対策、通学路の安全状況についてお伺いをいたします。

1つ目、通学路の安全対策について、町の基本的な考えをお伺いします。

2つ目、昨年12月に通学路安全対策箇所が発表されましたが、現在までの対策の推進状況と今後の展開についてお伺いをいたします。

3点目、不審者対策として、警報装置、通報装置などの設置状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

大きな2点目、安心安全なまちづくりについて。

歩行者の安全対策における明るいまちづくりについてお伺いをいたします。

1点目、町の歩道、交差点における照度の管理状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

歩道、交差点における証明の設置状況については、どのようになっているのかお伺いをいたします。

3点目、犯罪抑止や交通事故防止の観点から、より明るいまちづくりのお考えはないのかお伺いをいたします。

以上、よろしく願いをいたします。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田愼一君)

それでは、きょう最後の御質問になりますけども、分部議員の御質問にお話をさせていただきたいと思います。

1番目の御質問につきましては、所管をいたしております教育委員会の方から回答をいたします。私の方からは、2番目の御質問につきましてお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

まず、安心安全なまちづくりについてで1、2でございますけれども、この1点目及び2点目については関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。

現在、町道における街路灯は、主要20路線の町道に設置されております。街路灯の総本数は道路、歩道、交差点照明合わせて288本でございます。御質問につきましては、まず道路照明の目的といたしましては、夜間における道路状況、交通状況を的確に把握するための環境を確保し、道路交通安全、円滑を図ることを目的としております。

本町におきましても道路交通安全を図るために、街路灯の設置を行う際には日本道路協会監修の道路照明施設設置基準をもとに実施をいたしております。この設置基準によりますと、車道、歩道及び交差点と個別に照明等の基準が設けてあり、この基準を基本に現地の状況なども考慮しながら対応しておりますので、今後も同様の対応をしまいたいと思っております。

現在設置済みの街路灯につきましても、経年劣化等による照度の低下等が発生した場合は、危険防止のためもありまして、随時対応をしておるところでございます。また、そのほかに、電柱やポール式の防犯灯として、平成23年度末で3,458基を設置しております。

なお、防犯灯の設置につきましても、省エネルギーの推進や長寿命化を図るため、LED防犯灯への転換を随時図っているところであります。今年度に設置した39基を含め、現在まで166基を設置をしております。

また、維持管理につきましても、球切れについては随時対応するとともに、3年に1回のペースで町内全部の防犯灯の球がえと保守点検を行っております。今後とも防犯灯としての機能維持に努めてまいりたいと考えております。

3点目の御質問でございます。1点目及び2点目の答弁でも申し上げましたが、道路照明の目的は、夜間における道路交通及び歩行者等の安全性を図ることであると道路照明施設設置基準の中で明確に記載されているところであります。この基準により街路灯を設置することにより、道路交通及び歩行者の安全性を図ることに加え、犯罪抑止及び交通事故防止にも貢献できるものと思われています。

現在までの街路灯の設置に関しましては、基準に準じて実施をしておりますので、今後も道路交通及び歩行者の安全性を図るため、設置基準をもとに街路灯の設置及び指導等を行ってまいり所存でございます。

また、防犯灯についてでございますが、現在設置しております防犯灯は、一部団地等開発分を除き、既存の蛍光灯でほとんどが1灯用の20ワット、新設分についてはLED電球で20ワット相当を設置しております。明るさについては、電球のワット数を変えることで可能ではありますが、一方で、その維持管理費の増加という問題も出てまいりますので、そのあたりは十分に慎重をいたしまして対応をさせていただこうというふうに考えております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

1点目の学校の安全対策で(1)通学路の安全対策についての町の基本的な考えを回答いたします。

分部議員さん御指摘のとおり、子供が安全安心に登下校できるような環境を整備することは、我々の最大の課題であると考えております。そのために、安全な通学路の設定と定期的な点検を行ったり、子供の登下校を地域全体で見守る体制をつくったり、不審者等に関する情報の共有化を図ったりするなどして、地域の皆さんの御協力をいただきながら取り組んでいるところでございます。

具体例を挙げるとすれば、町内の通学路は基本的には歩道と車道を分離しようと考えております。しかし、幅員が狭い場所では、ガードレールやガードパイプで歩道と車道を分離し、それもできないようなさらに狭い場所では、路側帯対応で行っているところでございます。

2点目の、昨年12月に通学路安全対策箇所が発表されましたが、現在までの進捗状況と今後の展開でございますが、町内52カ所の危険箇所について、警察、県の振興局、管理課、地域政策課、学校教育課の担当者によりまして、合同点検及び合同会を開催、検討いたしました。その結果、長与小校区では、丸田谷の三菱アパートから長与小への上り坂にガードレールを設置しました。高田小校区では、高田百合野橋付近にガードレールを移設しました。洗切小校区では、本川内駅に入る県道の角のガードパイプの補修とポールコーンを設置しました。北小校区では、岡郷・浜崎地区の車道に路側帯を整備しました。南小校区では、青葉台団地付近にガードパイプを設置しました。その他にも横断旗の設置や側溝のふたの設置を実施するとともに、立哨指導、安全指導の徹底を学校及びボランティアの皆様をお願いいたしました。

さらに今後でもできることから歩道設置、路側帯整備等を計画し、通学路の安全対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の不審者対策として、警報装置、通報装置の設置状況について回答いたしますが、町内の小・中学校には、不審者が侵入した場合は、ボタンを押しますと校舎内に光か音で知らせる警報装置を設置しております。また、各学校の教室にはインターホンを設置し、情報収集ができるようにしております。さらに、新しく今度つくりました長与小では、防犯カメラを校舎の出入り口に4台設置し、不審者のチェックにも当たっております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)
 分部議員。

5 番 (分部和弘議員)

通告順に従いまして、再質問の方をさせていただきます。

まず、1点目の学校の安全対策についてですけれども、各小学校、中学校、それぞれ通学路ありますけれども、通学路の決定はどのように行われているのかということと、あわせてその決定するに当たり、登校時の人の流れのシミュレーションはやられてるのかということで、そのシミュレーションの内容は、例えば、一つの区間を10人が歩いてましたと、新しい団地ができて20人いますと、登校する人が、合わせて30人になりますよね。で、そしたらそこに何らかの今までスムーズに流れていっていた通学が、そこで車を待つ列ができて歩道をオーバーするとか、そういった事象も考えられますので、そこら辺のシミュレーションということで御理解いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

議 長 (山口経正議員)
 教育次長。

教育次長 (勝本真二君)

お答えします。

通学路につきましては、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の第2条及び同法施行令第4条によって、通学路というのはおおよそ学校であれば校門から1キロの範囲で、1日の登下校が40人通るようなところを通学

路というふうに設定しております。

だから、すべての子供たちが通るところが通学路ではありません。主感に大体のメイン通路を通学路と決めて、そこに速やかにのるといような法律設定になっております。

それで今、分部議員がおっしゃったように、シミュレーションという部分になりますと、例えば新しくできた緑ヶ丘あたりは、一番住宅地のところまでは通学路にはなっておりません。手前の部分まで、ただ、緑ヶ丘の子供たちのところでいけば、入口の付近のこの交差点のここには保護者が立ってて、その1つ手前のところにも地域のボランティアの方が立ってくれたりとか、できるだけそこは交差点あたりにも長与の場合であれば、各学区の交差点あたりには多くの方がボランティアとして登録していただいて、子供たちの安全な登下校が守られるようにしていただいて、場所場所では横断旗あたりをきちんとボランティアあたりが通していただいて、ある程度のシミュレーションでは今のところはスムーズに行ってるんじゃないかなと思うしております。厳密には、ちょっと細部までわかんないんですが、ある程度私たちも定期的には交通安全運動とか週間のときあたりは回って、そこあたりの機能してるかなと。学校の実態としても校長、教頭の方からどういう状態ですかと、困ってる所ありませんとか定期的に聞いて、そこあたりは今のところは順調にいったるかななんて思っております。以上です。

議長 (山口経正議員)

分部議員。

5番 (分部和弘議員)

ありがとうございました。

その中で、今現在、高田南、そして組合の方で榎の鼻、組合施行でやられてますけども団地ができます。やはり事前に検討してシミュレーションをやることによって、危険のリスクを掘り起こすことができますと。事前に対応できるメリットがありますんで、そこら辺、今度の通学校区いろいろあるかというふうに思います。決定する際には、ぜひ御検討いただければというふうに思います。

それでは、次の質問に入ります。

今言われたとおり、団地の増加、今後車両の増加など通学路を取り巻く環境は日々変化していくというふうに思いますが、今回、調査指摘のあった場所で新規に上がった分、毎回上がってくる分とでは違いがあるかというふうに思います。今回上がってきた分の新規で急を要する物件、案件が何件上がったか、ちょっとわかる範囲でいいんですけども、教えていただけないでしょうか。

議長 (山口経正議員)

教育次長。

教育次長 (勝本真二君)

毎年上がってくるのはやはりあります。急を要するというのが、今回あたりはきのうのあった西高田の部分の工事の関係ですね。あの辺あたりがちょ

っと狭いちゅうのはもう前から。ただ、どうしてもあの部分においては狭い部分ですから、どうしても今のところは時間帯をずらしてもらおうというような格好と、それと毎年困ってるところはどうしても古い団地の部分でありまして、例えば、百合野団地あたりはどうしても道路幅が狭くて、先ほどの基本的に車道と歩道あたりは分離したいとか、できたらガードレールとガードパイプをしたいけど、でも高田の百合野団地の中あたりはどうしても無理だから、路側帯あたりでもしたいなと。ただ、路側帯するにしても側溝あたりを溝ぶたをふたしてとか、そういうような対応になってしまってるんですが、極力、後であると思うんですが、極力予算との兼ね合いがあるもんだから、緊急にしたいなと思いつつも金額的にかなりのお金がかかる部分がありまして、ただ、今すぐ動き始めたところとしては、高田中学校の高田越えのところからトンネルがありますよね。トンネルを通過して上がったところを、この間、今も現在工事が始まったんですけど、あそこは本当、今現在工事をさせていただいて、年度末ぐらいまでにはまたでき上がると。そういうふうに、随時危険箇所あたりを減らすように努力していきたいと思っております、特に管理課あたりと協力してですね、以上です。

議長 長 (山口経正議員)
 分部議員。

5番 (分部和弘議員)

わかりました。新規の分には十分即効性を持った対応でお願いしときたいというふうに思います。

続いて、狭い通学路、それと縁石のない歩道など子供を事故から守るには一歩進めた対策が必要かなというふうに思っております。時間帯についての交通規制、一部一方通行等行われておりますけども、進入禁止などの考えはないのか。また、歩道をカラー塗装にすることによって、ドライバーに注意喚起を促すという環境は整えないのか、ちょっとお伺いいたします。

議長 長 (山口経正議員)
 教育次長。

教育次長 (勝本真二君)

通学路の一方通行あたりの時間の変更につきましては、ちょうど昨年度から話をしたと思いますが、長与小の前の部分に定林橋の付近からセブン・イレブンの店のところまでっていうことで、一方通行がやっと、きのう何か、時津警察署の方からその工事をします、きちんと標識が、結局今までは7時半から8時半までを7時からという標識のかえをすると。一応新しい年度からは時間設定が変わりますよと。そこあたりも町にも住民の方にもお知らせしたりとかそういう動きになりつつあります。

今後とも、今、分部議員さんがおっしゃったように、カラー舗装したりとかそういうところあたりも考えながら、やはり子供たちの安全安心な通学路にしていきたいなと思っております。以上です。

議長 長 (山口経正議員)
 分部議員。

5 番 (分部和弘議員)

わかりました。実際に、私がちょっとたまたま諫早に行く機会がありまして、諫早の真津山小学校、ちょうど諫早インターのところにありますけども、そこが海津方面から来る道路を7時から8時まで通行禁止してしとるんですよ、そしたら、周囲にはアパートとかもありまして、周辺住民の協力を得て、そういう本当に狭い道路でしたけども、そういった実例もありますんで、本当に危険というふうなところがあれば、通行規制の方も考えていただきたいというふうに思いますし、実際に、これは守口市ですか、歩道をカラーにしてちゃんと対策も打ってるところもありますし、東京の葛飾区ですか、カラー舗装をこれから検討しますというような、長与町と同じようなホームなんですけども、そういったこともしとりますんで、ドライバーに関する注意喚起もあわせて検討いただきたいというふうに思います。

続いて、不審者対策ですけども、警報通報装置、状況はわかりました。そういうふうな中で、新しくなった長与小学校においてはすべての窓が強化ガラスになってますよね。ほかの小・中学校、どのような状況か、ちょっとお伺いいたします。

議長 長 (山口経正議員)
教育次長。教育次長 (勝本真二君)

すべての学校においては、1階部分あたりについては強化ガラスになっております。特に管理上の徹底のために、一応そういうことです。以上です。

議長 長 (山口経正議員)
5 番 (分部和弘議員)

わかりましたけれども、今、1階部分ということで、このいわば強化ガラスにすることで侵入対策になりますけども、もし割れた場合の子供のけがの保護にもなります。ガラスが粒状になって切れないというところもありますので、ぜひ検討をいただきたいというふうに思います。

続いて、大きな2点目の方に移りたいと思います。安全安心なまちづくりについてということで、まず1点目ですけども、防犯灯関係です。既設の防犯灯と新設にされた防犯灯が今現在長与に混在しております。これが特に明るさの差が非常に目につくんですけども、これをどう感じてるのか、また設置間隔ですけども、何かこれは電信柱添いについてますから、電信柱の間隔が広ければ何か広いかかと、この違いは何かということちょっとお伺いしたいと思います。

議長 長 (山口経正議員)
地域政策課長。地域政策課長 (大津鉄治君)

済みません、お答えをさせていただきます。

当然、LED電球と既存の蛍光灯という、明るさが違うんじゃないかということの御指摘でございますけれども、確かに蛍光灯もつけたすぐは明るさ

についてはLEDには負けないぐらいの力があるのかなと思っておりますが、やはり耐用時間とかそういうものを見てみますと、かなり10倍近くやっぱり差がありまして、そういう消耗度というものが非常にやっぱり早いのかなというふうな感じがしております。そういうものが一つの原因かなと思っております。

それから、2点目の間隔がどうなのかという問題でございますけれども、基準としては何メートル以内につけるとかそういう基準は設けておりません。ただ、できれば電柱、電柱が約40メートルということでございますので、できるだけその範囲内ではつけていきたいということで、新規も含めて、今設置をしておるところでございます。

議 長 (山口経正議員)
 分部議員。

5 番 (分部和弘議員)

今の答弁、ちょっと理解はしましたけども、やはり町道中尾城線、あそこの街灯が一番ベースになってくるとかなというふうに均等間隔につけられて、明るさも暗いところもなく、バランス間隔的にもきれいに照明されてるなというふうに思います。ああいったのを基準にさせていただいて、ちゃんとつけていただければなというふうに思います。

交差点に関してちょっと質問を忘れてましたんでちょっと質問したいと思っております。必要最低限の照明は基準で確保されてるということですけども、視力が悪い方、特に高齢者とかより明るさが必要かなというふうに思います。長与中央線を見たときに、進行方向の横断歩道側には必ず照明は設置されて、周囲も照らされてますが、右折、左折を考えたときには若干暗いかなというふうに思います。4方向照らす照明とかそういったことは関係機関も含めて検討されてないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
 管理課長。

管理課長 (吉村 了君)

御指摘の件ですけども、状況は我々も一応そういう中央線から右折、左折で行ったときに、一瞬、こう暗いということは我々もちょっと認識はしております。それで、そこら辺も対応となりますと、現在の街路灯の、これも経年劣化でだんだん暗くなっていきますので、その辺の更新時期に合わせて、そこら辺のその件も一緒に検討をさせてもらいたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)
 分部議員。

5 番 (分部和弘議員)

私が照度計2種類、ちょっと調達しましてはかったんですけども、長与中央線より緑ヶ丘の交差点、あそこ新設されて明るいですね。大体20から30ルクスぐらい違うんですよ。あそこを通ればこれ事故ないよねってだけでも思うかなというふうに思いますし、やっぱり水銀灯とはあそこの長与の緑ヶ丘の最新式にフロントワイド方式を使っていますから、より広い方向を照

らすというふうになってますんで、ぜひとも交換の機会があれば早目にそういった照明に交換していただければなというふうに思います。

それと防犯灯関係で再度質問させていただきますが、長崎県の犯罪のない安全・安心なまちづくり指針では、歩道は3ルクスレベルの照度を確保される必要があるというふうになっておりますけども、この環境をすべてクリアしてるのか、またその調査をされているのか、ちょっとお尋ねをいたします。

議長 (山口経正議員)
地域政策課長。

地域政策課長 (大津鉄治君)

今現在設置をしております防犯灯につきましては、蛍光灯が20ワット、LED防犯灯につきましても20ワット相当ということで設置をしております。その目安といたしましては、通常4.5メートルの高さに設置をいたしまして、そこから4メートル先の方の顔向きが判別できる、かつ拳動姿勢が判断できるということで、基準としてはなっとるようでございます。ですから、そのちょうど下のところが3ルクスという、20ワットについては3ルクスということでなっておるようでございます。

ただ、先ほど申しましたように、間隔が結構離れたところもありますし、あるいは民家とかそういった明るさによってその場の照度も変わってまいりますので、そういう中でしとります。

ただ、そういった照度とかの調査はしておるかということでございますけれども、調査等についてはいたしておりません。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
5番 分部議員。

(分部和弘議員)

わかりました。今の答弁の中で調査してないということなんですけども、これ古い資料になりますけども、平成12年に大阪府で調査をやられております。府が8,700万の予算を組んでそれぞれやられてるということになっとります。しかし、その中身、やっぱり府の全体でも3ルクスを満たしてないところが55%あるというような資料になってます。

そういったことで、長与町を見たときに、私も照度計、先ほど言いましたようにつけてみました。やはりカウントできないんですね、真っ暗くて。3ルクス以下ってところが長与中央線でも見受けられましたし、長与中央線以外はなっておろうかというふうに思いますけども、少なくとも長与中央線はより明るいまちづくりのためには必要かなというふうに私は思ってますんで、そこら辺がよろしく御対応の方をお願いしときたいというふうに思います。

先ほど、4メートルの距離の人物が確認できるかできないかということがありましたけども、それ知的のテリトリーというような学者の図式であわらされたというふうになっております。なぜ要人を警護するSPも4メートルだそうですので、その4メートルの距離が認識できない、距離というのはやはり長与町にも点在しとるかなというふうに思ってますんで、それを全部し

ろとは言いませんので、ある程度の中央線を初め、幹線道路に入っていく道についてはそれぞれ努力が必要かなというふうに思います。

ちょっと最後に質問をさせていただきます。これ質問が上下しますけども、済みません。

きのうの町長の施政方針の中で、新規事業として定林橋人道橋調査設計を行うこととありました。実にスピード感のある対応と、私は評価しておりますが、過去に長与北小の人道橋建設に向けて、この場で多くの方が質疑を交わしております。検討するというふうなことで進展ができておりません。今、どういうふうな状況か、ちょっとお伺いをいたします。

議長 長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長 (鈴木典秀君)

北小の人道橋、昔から懸案になってる事項でございます。前も言ったかと思うんですが、小学校側の方は歩道橋的に上げることも可能なんですけど、こちらの浜崎側、おろすところがどうしても宅地が張りついてしまっておりまして、どういうふうなところにおろそうかということで、今、検討をしてるんですが、なかなか適地がみつからないというのが現状です。もう本当はこれはもう何十年前ですか、モデル事業というようなところでいろいろ検討したんですけども、その当時はまだあれだけ家も張りついていなかったもんで可能だったんですけど、現状では河川沿いにもう護岸沿いに道路が、浜崎がございまして、そこに橋のあれをおろすとなると道路が使えなくなる。で、もうすぐ横にはもう宅地ということで、今ちょっと浜崎側のおろすところを、橋をかけたにしても向こうの受け入れるところがちょっと、どこにっていうかもう、ただ北小の場合には玄関の前あたりぐらいの範囲で検討しなければいけないし、もっと下流に行くと高く上げなきゃ越えられないというところで、今ちょっと場所をどこにするかということで検討はしてるんですけど、苦慮してるというのがもう実態でございます。

議長 長 (山口経正議員)

分部議員。

5番 (分部和弘議員)

北小の方も開校から33年ですか、もうなってるというふうに思います。これはできた当時の多分子供の通学の安全安心を最優先に考えたときには、多分人道橋が必要かなということで今まで推進されてるのかなというふうに思いますし、いつも北小校区の児童が通るときには、やはり人道橋があれば便利やね、安全ね、車を、交通事故を心配しなくていいよねっていうようなことも伺っておりますんで、そこら辺は町長、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

もう質問は以上で終わりますが、最後に、確かに明るさを求めれば、コストと生活環境の変化は発生しますが、無事故や犯罪抑止の観点から、もっと積極的に行うべきだというふうに私は思います。何かあってからでは遅いですし、そのためのリスク管理は必要です。町長が思う、住んでよかったまち

議 長

づくりには必要不可欠だと思います。いま一度、町内を夜間の安全安心なまちづくりに向け、一歩進めた検討をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

(山口経正議員)

これにて本日の日程は終了します。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(散会 16時07分)